

令和8年9月15日総務委員会要求資料について
（市第 42 号議案 令和8年度横浜市一般会計補正予算（第1号）（関係部分））

令和8年9月15日総務委員会において要求のありました資料について、次のとおり提出いたします。

- 1 8年度予算案にかかる編成プロセス
- 2 8年度9月補正予算案にかかる編成プロセス
- 3 【市民局資料】6/30～7/15における前市長と市民局との検討経緯（よこはま安心ボックス）
- 4 【市民局資料】よこはま安心ボックス設置支援事業の契約書

8 年度予算案にかかる編成プロセス

予算編成に係る全体の流れ

時期	実施内容
9 月 10 日	・ 予算編成方針発出 ・ 各区局・統括本部が「予算原案」を編成
9 月 24 日	・ 各区局・統括本部予算原案提出期限
9 月下旬 ～ 12 月下旬	・ 予算原案の総合調整（庁内議論）を実施あわせて、市長等との庁内議論を実施
12 月中旬 ～	・ 国予算案の反映及び市長審査
1 月 26 日	・ 予算案公表

よこはま安心ボックス設置支援事業

時期	実施内容
9 月下旬 ～	・ 政策的な予算及び中期計画素案に関する市長等との庁内議論
12 月中旬	・ 市民局と政策経営局で事業化に向けた検討調整
1 月 7 日 1 月 9 日	・ 市民局から財政局へ予算要求 ・ 市長審査

新築（共同住宅） 容積率不算入措置

共同住宅廊下扱い

○参考URL

【国土交通省通知】 宅配ボックス設置部分の容積率規制の適用を明確化します！
<https://www.mlit.go.jp/common/001209836.pdf>

1/100不算入

○参考URL

【国土交通省通知】 オフィス・商業施設などにも宅配ボックスを設置しやすく！
<https://www.mlit.go.jp/common/001253058.pdf>

既存（町内会館） 海老名市事例

○参考URL

【タウンニュース】宅配ロッカー 集会所の設置、全国初 一番身近な場所で受取可能
<https://www.townnews.co.jp/0402/2018/07/27/442199.html>

○参考URL

山形市HP

<https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/kurashi/kankyohozen/1006528/1013775/1013776.html>

○参考URL

【日経BP】区役所やコミュニティセンターなどに宅配便ロッカー、千葉市が3年間実証
<https://project.nikkeibp.co.jp/atclppp/PPP/news/033000227/>

横浜市営地下鉄でも一部の駅構内に設置済み

※設置駅（合計14駅）

あざみ野、中川、センター北、センター南、
新羽、横浜、上永谷、中田、立場、日吉、高田、
東山田、北山田、中山

○参考URL
東京物流ビズ

- ・ <https://t-butstryu-biz.metro.tokyo.lg.jp/action/>
- ・ <https://t-butstryu-biz.metro.tokyo.lg.jp/auxiliary/>
- ・ https://t-butstryu-biz.metro.tokyo.lg.jp/event/data/event_240611_CP.pdf

新築・既存（戸建て・共同住宅） 補助事例

○参考URL

宅配ボックス設置の補助金・助成金を支援している都道府県まとめ

https://www.sds-shopap.jp/blog/archives/1572?srsItid=AfmBOpd4QvaayslVnxH_1jSoLVH8apWFKAOUOBXTVO48GxsbssS_oK3

板橋区HP

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/smart/1040406.html>

既存（簡易置き配バッグ配布） 八王子市事例

○参考URL

PR TIMES

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000091.000031698.html>

宅配ボックス設置費用（戸建て）

価格帯	本体価格	設置費用の内訳	合計費用	設置イメージ
安価帯	約5,000～ 20,000円	・ DIYまたは簡易設置 ・ 固定用アンカーや接着剤などの材料費	約5,000～ 30,000円	参考URL https://www.sanwa.co.jp/product/syohin?code=DB-BOX5
中価格帯	約30,000～ 80,000円	・ 基本工事費 ・ アンカー固定工事 ・ 壁面補強（必要に応じて）	約50,000～ 130,000円	参考URL https://www.air-r.jp/products/detail.php?product_id=9623
高価格帯	約80,000～ 200,000円以上	・ 基礎工事（掘削・コンクリート打設） ・ 電気工事（照明・インターホン連携）	約130,000～ 350,000円以上	参考URL https://sumai.panasonic.jp/exterior/takuhaicombo/cases/

宅配ボックス設置費用（共同住宅）

価格帯	本体価格	設置費用の内訳	合計費用	設置イメージ
安価帯	約400,000～ 600,000円	・ 基本設置工事 ・ 躯体への固定 （アンカー工事）	約500,000～ 800,000円	参考URL https://www.sds-shopap.jp/view/item/000000000048
中価格帯	約800,000～ 1,000,000円	・ 電気配線工事 ・ 管理システム設定 ・ 設置工事・壁面補強	約1,000,000～ 1,300,000円	参考URL https://www.sds-shopap.jp/view/item/000000000033
高価格帯	約1,000,000～ 1,500,000円以上	・ 遠隔管理システム導入 ・ 電気・ネットワーク工事 ・ 保守契約初期費用	約1,300,000～ 2,000,000円以上	【参考URL】 https://www.nasta.co.jp/product/search-reform-case/2023021501.html

○参考URL

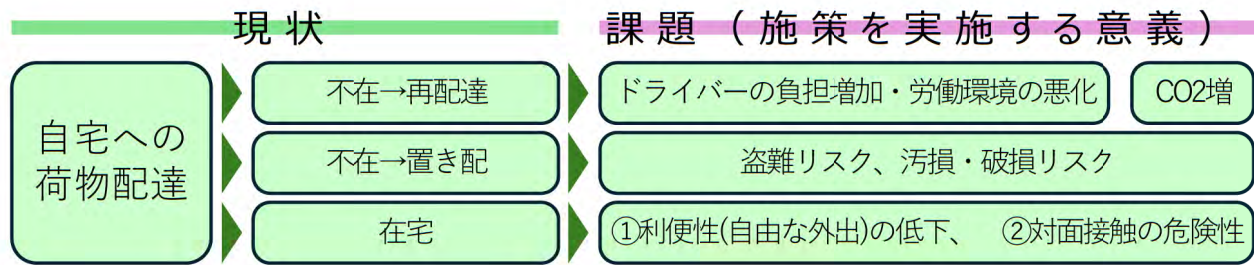
国土交通省における宅配ボックス設置に関する支援策等一覧【逆引き一覧表】

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001910520.pdf>

○参考URL

住宅省エネ2025キャンペーン

https://jutaku-shoene2025.mlit.go.jp/assets/doc/leaflet_reform.pdf



		戸建て	共同住宅
新築	現状	■設置補助（23区など）	■設置補助（23区など） ■一部、法律による規制緩和（容積率不算入措置）
	本市取組案		
既存	現状	■設置補助（国） ■設置補助（23区など）	■設置補助（国） ■設置補助（23区など） ■一部、法律による規制緩和（容積率不算入措置） ■合意形成がハードル
	本市取組案		

自宅以外への荷物配達 ➡ ①コンビニ、駅など(横浜市営地下鉄も14駅に設置) ②町内会館(の建物の外)への設置事例あり(海老名市)。
③行政の市民利用施設に設置している自治体もあり。(本市は不明)。「24時間利用可能」とするためには、建物の外に設置。

令和8年度 事業計画書

事業局課	市民局	地域防犯支援課	新規拡充	■ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	14
歳出予算科目	一般会計	3 款 1 項	3 目	政策群番号	01	施策群番号 01
事業名称	地域防犯活動支援事業					

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	134,214	0	0	0	0	134,214
令和7年度	75,908	0	25,200	0	0	50,708
増▲減	58,306	0	▲25,200	0	0	83,506

歳出	令和5年度	令和6年度
事業費	42,901	40,507
市債＋一般財源	32,461	30,007
決算		
事業費	40,585	29,179
市債＋一般財源	33,166	21,467

令和9年度	令和10年度	令和11年度
134,214	134,214	134,214
134,214	134,214	134,214

事業概要 (アクティビティ)		神奈川県警察をはじめ、地域の皆様や民間企業の皆様と連携した子どもの見守り、「闇バイト」や特殊詐欺などへの防犯対策等に関する効果的な広報・啓発を実施します。							
事業指標① (アウトプット)		年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
65歳以上の市民への 特殊詐欺防止啓発	単位	目標	90万	90万	95万	95万	95万	95万	95万
	人	実績	93万7千	94万2千					
事業指標② (アウトカム)		年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
市民生活・needs調査「治安がよいまちだと思ふ割合」	単位	目標	-	-	66.8	67	68	69	70
	%	実績	-	-					
事業目的		特殊詐欺被害防止対策、子どもの安全支援、落書き防止対策、宅配ボックス設置支援等を通じて、市民が安心して暮らせる防犯環境を整備し、地域防犯力の向上と犯罪抑止を図ります。							
背景・課題		横浜市では、平成17年に「よこはま安全・安心プラン」を策定し、“自分たちのまちは自分たちで守る”という理念のもと、自主防犯力の強化を掲げ、地域と行政が連携した防犯対策を推進してきました。しかし近年、特殊詐欺やSNSを起因とした詐欺など犯罪手口は多様化・巧妙化し、被害が拡大しています。さらに、いわゆる「闇バイト」による強盗事件の発生など、市民の不安感を高める要因が増え、刑法犯認知件数も再び増加に転じています。一方で、少子高齢化や地域のつながりの希薄化、自治会・町内会の加入率低下、共働き世帯の増加などにより、防犯活動の担い手確保は困難になっています。こうした状況を踏まえ、誰もが安心して安全に暮らせる防犯環境を整備し、市民の不安を解消するための取組を強化することが求められています。							
根拠法令・方針決裁等		・横浜市防犯のまちづくり推進条例（仮称） ・横浜市防犯のまちづくり推進プラン（仮称） ・横浜市落書き行為の防止に関する条例							
根拠・データ等		・市民生活・needs調査 治安のよいまちだと思いますかに対する回答（とても思う、思う、どちらかといえば思うの合計） 令和7年度：66.8% ・市民意識調査「充実すべきと思うサービス」における防犯対策 令和2年度：4位(28.5%)、3年度：4位(27.4%)、4年度：4位(25.7%)、5年度：2位(29.8%) ・市内刑法犯認知件数 令和2年：13,567件、3年：12,746件、4年：14,203件、5年：16,059件、6年：17,499件 ・市内特殊詐欺の経年変化（認知件数） 令和2年：737件、3年：679件、4年：1,016件、5年：933件、6年：902件							
事業スケジュール		【地域防犯啓発支援事業】 【落書き行為防止事業】 4月：区へ予算配付 【緊急防犯対策事業】 6月：65歳以上の市民へ特殊詐欺防止啓発チラシの送付 【子ども安全支援事業】 10月：子ども安全イベントの実施 【よこはま安心ボックス設置支援事業】 （予定） 4月：業者選定 6月：広報展開 7月～12月：事業実施							
事業開始年度		平成18年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
1	地域防犯カメラ設置補助事業	0	50,400	▲50,400	スマート防犯シティ推進事業へ事業移管のための減
2	緊急防犯対策事業	■■■	■■■	■■■	見直しに伴う減
3	落書き行為防止事業	200	250	▲50	見直しに伴う減
4	子ども安全支援事業	904	1,000	▲96	見直しに伴う減

細事業(事業内訳)	5	地域防犯啓蒙支援事業 (区配付事業)	727	900	▲173	見直しに伴う減
	6	地域防犯活動支援事務費	441	500	▲59	見直しに伴う減
	7	避難所の防犯対策事業	0	■■■	■■■	事業終了に伴う減
	8	よこはま安心ボックス設置支援事業	■■■	0	■■■	よこはま安心ボックス設置支援事業の新規展開に伴う増
	細事業合計		134,214	75,908	58,306	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	丹羽 仁志	川口 大輔	

8 年度 9 月補正予算案にかかる編成プロセス

補正予算編成に係る全体の流れ

時期	実施内容
6 月 22 日	・ 9 月補正要求書等の提出依頼
7 月 7 日	・ 要求書提出期限
7 月中旬	・ 要求内容に基づく各局との予算調整
7 月下旬	・ 要求を踏まえた市長説明・審査を実施 (7/23、8/6、8/24、8/28)
～	
8 月下旬	・ 9 月補正予算案確定
9 月 2 日	・ 9 月補正予算案公表（議案発送）

よこはま安心ボックス設置支援事業

時期	実施内容
6 月 29 日	・ 当初予算に係る事業開始
7 月 7 日	・ 増額補正要求1.3億円
7 月 23 日	・ 申請件数増に伴う超過分及び追加分 の実施を検討
8 月 6 日	・ 義務的な対応が必要となる1.3億円 を踏まえつつ、補正増額 1.0億円 (計2.3億円) を検討
8 月 24 日	・ 同上
8 月 28 日	・ 義務的な対応が必要となる1.3億円 を計上

補正予算要求理由（歳入歳出）

7月7日時点

事業局課	市民局	地域防犯支援課	歳出予算科目	一般会計	3	款	1	項	3	目
事業名称	地域防犯活動支援事業					9月補正予算				

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
補正後	264,214	0	0	0	0	264,214
補正前	134,214	0	0	0	0	134,214
補正要求額	130,000	0	0	0	0	130,000

補正理由	「よこはま安心ボックス設置支援事業」については、市民の防犯意識の高まりを背景に申請件数が当初見込みを大きく上回り、想定を超える需要が生じています。このため、当該事業の円滑な推進を図るとともに、市民の安心・安全の確保に資することを目的として、必要な経費について補正予算を計上します。
補正要求概要	
財政課使用欄	

補正予算要求理由（歳入歳出）

8月6日時点

事業局課	市民局	地域防犯支援課	歳出予算科目	一般会計	3	款	1	項	3	目
事業名称	地域防犯活動支援事業					9月補正予算				

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
補正後	360,214	0	0	0	0	360,214
補正前	134,214	0	0	0	0	134,214
補正要求額	226,000	0	0	0	0	226,000

補正理由	「よこはま安心ボックス設置支援事業」については、市民の防犯意識の高まりを背景に申請件数が当初見込みを大きく上回り、想定を超える需要が生じています。このため、当該事業の円滑な推進を図るとともに、市民の安心・安全の確保に資することを目的として、必要な経費について補正予算を計上します。
補正要求概要	
財政課使用欄	

補正予算要求理由（歳入歳出）

8月28日時点

事業局課	市民局	地域防犯支援課	歳出予算科目	一般会計	3	款	1	項	3	目
事業名称	地域防犯活動支援事業					9月補正予算				

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
補正後	264,214	0	0	0	0	264,214
補正前	134,214	0	0	0	0	134,214
補正要求額	130,000	0	0	0	0	130,000

補正理由	「よこはま安心ボックス設置支援事業」については、市民の防犯意識の高まりを背景に申請件数が当初見込みを大きく上回り、想定を超える需要が生じています。このため、当該事業の円滑な推進を図るとともに、市民の安心・安全の確保に資することを目的として、必要な経費について補正予算を計上します。
補正要求概要	
財政課使用欄	局要求のとおり

■6/30～7/15 における前市長と市民局との検討経緯(よこはま安心ボックス)

○6月30日(火)

- ・現時点の申込状況及び予算上限到達による受付終了の方向性確認
- ・台風8号の影響を含めた広報よこはま7月号の配布状況等を踏まえ、市民局予算の範囲内で申込受付を継続することを確認

○7月3日(金)

- ・現時点の申込状況及び受付終了時期の見込み報告

○7月6日(月)

- ・現時点の申込状況及び受付終了時期の見込み報告
- ・ニーズ調査実施の確認

○7月9日(木)

- ・現時点の申込状況及び受付終了の報告
- ・市ホームページ掲載案の確認

○7月10日(金)

- ・申込件数の報告
- ・ニーズ調査の回答状況の報告

○7月15日(水)

- ・製品の配送予定に関する報告

委託契約書



1 委託名 令和8年度よこはま安心ボックス設置支援業務委託

2 履行場所 仕様書のとおり

3 履行期間 契約決定した日 から 令和9年3月31日 まで

4 契約代金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	1	2	9	4	8	0	3	1	4

■ 課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	1	1	7	0	9	3	7

☐ 免税業者

5 契約区分 ☐ 確定契約〔前金払 ☐ しない ☐ する（☐ 分割払（回） ☐ 一括払）〕

■ 概算契約〔概算払 ☐ しない ■ する（☐ 分割払（回） ■ 一括払）〕

6 部分払 ☐ しない ■ する（12回以内）

7 部分払の基準 ☐ 以下のとおり ■ 設計図書のとおり

8 分割払の基準 ☐ 以下のとおり ☐ 設計図書のとおり

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価（円）	金額（円）

※単価及び金額は消費税等額を含まない金額

9 契約代金の支払場所 ■横浜市指定金融機関（市庁内）☐横浜市水道局出納取扱金融機関 ☐横浜市交通局出納取扱金融機関

10 契約保証金 ■ 免除 ☐ _____ 円

11 特約条項

上記の委託について、委託者横浜市と受託者 イマジネーション株式会社 とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別紙の約款の条項（特約条項がある場合、それを含む。）によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年4月27日

委託者 横浜市中区本町6丁目50番地の10

契約事務受任者

横浜市民局長 熊坂 俊博



受託者 所在地 神奈川県横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル2階

商号又は名称 イマジネーション株式会社

代表者職氏名 代表取締役 小笠原 有則

委 託 契 約 約 款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(内訳書及び工程表)

- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、委

託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(着手届出)

- 第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したもの及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。

- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にか

かわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。

6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受託者は、次条ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各項に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（下請負人等の通知）

第6条の2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、速やかに委託者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（1）この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

（2）この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

（支給材料及び貸与品）

第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。

5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。

6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないと認めたときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。

10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。

11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

（設計図書に不適合な場合の措置等）

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合

において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であつて、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。
、設計図書を訂正する場合

(2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を 委託者が行う。
変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの

(3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を 委託者と受託者とが協
議して行う。

変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴う

ないもの

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

- 第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

- 第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

- 第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

- 第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、

必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

- 第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

- 3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

- 第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

- 第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

- 3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

- 第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求することができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前契約代金額及び変動後契約代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前契約代金額及び変動後契約代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 第3項及び前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（臨機の措置）

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
- 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
- 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、委託者がこれを負担する。

（一般的損害）

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。

3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

（契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（中間検査）

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分につ

いては、委託者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項（同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。（前金払）

第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適

合」という。) であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の催告による解除権)

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないときと認められるとき。

(3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。

(4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。

(2) この契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。

(8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当したとき。

第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)、条例第2条第4号に規定する暴力団員等(以下、「暴力団員等」という。)、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

(2) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。

(3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第3号に該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。

2 受託者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定はその構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する

- 。第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。
- 4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。
(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。
(委託者の任意解除権)
- 第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
(受託者の催告による解除権)
- 第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
(受託者の催告によらない解除権)
- 第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。)したとき。
 - (2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。
(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による解除をすることができない。
(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額(第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

- (1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。 当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の利息を付した額
- (2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。 当該余剰額

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくははき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくははき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に

復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。委託者が定める。
 - (2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。受託者が委託者の意見を聴いて定める。
- 8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

（委託者の損害賠償請求等）

第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき
 - (2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき
 - (3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。この場合

において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

- 3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合

(2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

- 4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人

(3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

- 5 第1項及び第3項各号に定める場合（第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。

（談合等不正行為に対する措置）

第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

- (1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に

基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

(2) 前号に掲げるもののほか、当該受託者等以外の者が対象となる確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、当該受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払

を委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第47条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を

直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

- 4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあつては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあつては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

- 2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	市民局地域防犯支援課	担 当 者 名 電 話	ハヤノ タイヘイ 早野 泰平 671-3709
----------	---------	-----	------------	----------------	-------------------------------

設 計 書

1 委 託 名	令和8年度よこはま安心ボックス設置支援業務委託
2 履行場所	仕様書のとおり
3 履行期間 又は期限	☒ 期間 契約決定した日 から 令和9年3月31日 まで ☐ 期限 令和 年 月 日 まで
4 契約区分	☐ 確定契約 ☒ 概算契約
5 その他 特記事項	「委託契約約款」、「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に 関する情報取扱特記事項」を遵守すること。
6 現場説明	☒ 不要 ☐ 要 (月 日 時 分 場所)
7 委託概要	市民が宅配ボックスを市場価格のおおむね半額程度の自己負担で購入できる仕組み を構築し、宅配ボックスの設置支援を行う。 市民が宅配ボックスを購入する際の申請受付・確認から商品の配送、アンケート集 計、結果報告までの一連の事務及び広報業務を実施する。

8 部 分 払

■ す る

□ し な い

業 務 内 容	履行予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
物品費	—	(1)	式		(55,720,000)
運営費	4月～2月	11	月	4,437,517	48,812,687
運営費	3月	1	月	4,437,518	4,437,518
広報費	4月～3月	12	月	157,256	1,887,072
送料	—	(1)	式		(6,852,100)

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

委 託 代 金 額	¥	(129,480,314) . -
内 訳		
業 務 価 格	¥	(117,709,377) . -
消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 相 当 額	¥	(11,770,937) . -

内 訳 書

名称	形状 寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	摘要
物品費						
宅配ボックス LIGHT		(2,700)	個	2,000	(5,400,000)	
宅配ボックス BASIC		(3,000)	個	10,000	(30,000,000)	
宅配ボックス BASIC+		(1,000)	個	20,000	(20,000,000)	
付属品 ステッカー		(8,000)	枚	40	(320,000)	
運営費		11	月	4,437,517	48,812,687	
運営費		1	月	4,437,518	4,437,518	
広告費		12	月	157,256	1,887,072	
送料						
請求書の郵送		(1,500)	部	329.60	(494,400)	
アンケート送付		(1,500)	部	415	(622,500)	
領収書及び付属品の郵送		(6,700)	部	256	(1,715,200)	
製品配送料		(6,700)	部	600	(4,020,000)	
小計					(117,709,377)	
消費税及び 地方消費税相当額					(11,770,937)	
委託代金額					(129,480,314)	

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

令和 8 年度よこはま安心ボックス設置支援業務委託 仕様書

本仕様書は、委託者(横浜市)と受託者との間で実施する「令和 8 年度よこはま安心ボックス設置支援事業」に係る業務の委託について、必要な事項を定めるものである。

1 趣旨

市民の防犯意識の高まりや、荷物を対面で受け取る際の不安、また、なりすまし強盗への警戒感が増している。

本事業は、市民の非対面での応対を支援するとともに、宅配物の盗難防止等を図ることで、市民の安心・安全の向上及び再配達をする際のトラックのCO₂排出の抑制効果を目的として実施するものとする。

市民が市場価格のおおむね半額程度の自己負担で購入できる仕組みを構築し、宅配ボックスの設置支援を行う。

2 用語の定義

本仕様書における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「市民」とは、横浜市に居住し、本事業の対象となる者をいう。
- (2)「申請者」とは、本事業を利用するために申請手続きを行う市民をいう。
- (3)「購入者」とは、本事業により宅配ボックスを購入した者（申請者を含む）をいう。
- (4)「委託者」とは、本業務を委託する横浜市をいう。
- (5)「受託者」とは、委託者との契約に基づき本業務を実施する者をいう。

3 委託業務内容

(1) 市民対応等諸業務

ア 電話等により本事業の利用を希望する市民からの申込受付事務を行うこと。

イ 本事業に関する申請方法や製品等の問い合わせ先として、以下のコールセンターを設置すること。なお、コールセンターによる対応のほか、EC サイトに掲載する問い合わせフォームによる対応も行うこと。

(ア) 運営場所：日本国内(受託者が用意すること)

(イ) 対応時間：平日 8 時間 30 分うちコアタイムは午前 10 時 00 から午後 2 時までとする。

※年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日)及び「国民の祝日に関する法律」(昭和 22 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。

(2) 申請受付

市民からの申請を受け付け、記載事項等を確認する。不備等がある場合は申請者に

確認を行う。申請方法は、次のとおりとし、それぞれに対応するものとする。

ア 電話による受付

- (ア) 受託者が用意した電話番号(将来的に他者へ引き継ぐことが可能なもの)を利用して市民からの申請を受け付けること。
- (イ) 申請者の氏名、住所、連絡先、設置予定場所等の必要事項を聞き取り、記録すること。
- (ウ) 宅配ボックスの種類、価格、支払金額(補助適用後の申請者の自己負担額を含む)について明確に説明すること。あわせて、支払方法、支払時期並びにキャンセル及び返品の手続きについて案内し、申請者の承認を得た上で受付を完了すること。
- (エ) 通話内容を録音し、後日確認可能な形で適切に管理すること。
- (オ) 受託者は、申請内容に基づき、申請者あてに請求書を郵送すること。なお、当該請求書については、申請者による返送を要しないものとする。
- (カ) 申請者からの銀行振込による入金を確認でき次第、受託者は速やかに製品の発送を行うこと。なおこれ以降のキャンセル及び返品は、原則認められないものとする。また銀行振込による手数料は、申請者が負担するものとする。
- (キ) 製品の発送が終わり次第、受託者は領収書及びステッカーの発送を行うこと。なお、(カ)の製品の発送と同時に行うこともできる。

イ 申請書の郵送またはFAXによる受付

- (ア) 委託者が指定する申請書に、申請者が必要事項を記入のうえ、受託者が指定する宛先へ郵送またはFAXにより申請を受け付けること。郵送先は受託者が用意する受付場所または委託者が用意する横浜港郵便局の私書箱とする。
- (イ) 受託者は、申請書が到着次第、記載内容に不備がないか確認し、必要に応じて申請者へ電話で内容確認を行うこと。
- (ウ) 申請内容の確認が完了した後、受託者は、申請者あてに請求書を郵送すること。当該請求書は、申請者による返送を要しないものとする。
- (エ) 申請者からの銀行振込による入金を確認でき次第、受託者は速やかに製品の発送を行うこと。なおこれ以降のキャンセル及び返品は、原則認められないものとする。また銀行振込による手数料は、申請者が負担するものとする。
- (オ) 製品の発送が終わり次第、受託者は領収書及びステッカーの発送を行うこと。なお、(エ)の製品の発送と同時に行うこともできる。

ウ ECサイトによる受付

- (ア) 委託者が承認したECサイトを用いて、市民からの申請を受け付けること。
- (イ) 申請時に、氏名、住所、連絡先、設置予定場所及び宅配ボックスの種類等の入力事項を用意し、確認画面を設けること。

(ウ) クレジット払い、キャッシュレス決済を利用できること。なお手数料は受託者が負担するものとする。

(エ) 申請内容の確認が完了した後、受託者は注文確認メールを送信すること。

(オ) 申請者からの入金の確認でき次第、受託者は速やかに製品の発送を行うこと。なおこれ以降のキャンセル及び返品は、原則認められないものとする。

(カ) 製品の発送が終わり次第、受託者は領収書及びステッカーの発送を行うこと。なお、(オ) の製品の発送と同時に行うこともできる。

エ 申請情報（個人情報）の取扱い等

(ア) 各申請方法において取得した申請者情報は、個人情報保護に関する関係法令及び横浜市の規定を遵守し、適切に管理すること。

(イ) 申請データについて、Excel ファイルで管理・提供できるよう管理すること。

(ウ) 不正申請又は重複申請を防止するため、申請情報の確認及びチェック体制を整えること。なお、申請は一世帯につき1回とし、二世帯住宅については、各世帯ごとに申請できるものとする。

(3) 製品の調達・発送・取付及び実績報告

ア 調達

委託者が承認した、よこはま安心ボックス(3種類：LIGHT, BASIC, BASIC+)を調達すること。

仕入れ、価格交渉、支払等は受託者が行い、各製品について、市民が選択可能な色を原則として2種類以上用意すること。

調達する製品の仕様及び想定個数は、表1のとおりとする。

イ 費用負担

受託者は、市民から負担額を受領した後、よこはま安心ボックスを発送するものとし、その際の送料は受託者の負担とする。なお、製品の再送に関する事項については、受託者と購入者との間で協議のうえ取り扱いを決定すること。その際の負担については、当該協議の結果により定まるものとする。また、市民の負担額は表1に記載する金額とする。なお、調達額と市民負担額の差額は、委託者の負担とすること。

ウ 製品の発送業務

調達した製品を申請者へ発送する。また発送の際、配送時間を選べるようにすること。

エ 製品の取付（取付員派遣）業務

製品の購入時において、申請者の希望に応じ、受託者が製品の取付けを実施すること。また、取付けに要する費用は委託者と受託者で協議のうえ決定し、申請者の自己負担とする。

取付け作業は、アンカーによる取付けに対し、必要な技能を有する者が行うこと。また、アンカー以外の取付け業務を行うことも可能とする。なお、本業務の提供方法、案内方法その他の運営に関する事項については、原則として受託者の判断に委ねるものとする。

なお取付業務の際、取付訪問を行ったにもかかわらず、申請者の都合又は住宅の状況により取付けに至らなかった場合の出張費用等に関しては、委託者と受託者で協議のうえ決定する。

取付員については、なりすまし防止の観点から、本業務が市の受託事業であることが分かるような表示を行うものとする。なお、具体的な表示方法等の内容については、委託者と受託者で協議のうえ決定する。

オ 報告書及び統計データの作成

(ア) 報告書の作成

受託者は、製品を送付した案件について、電話、郵送、FAX、ECサイトにおける情報（購入者の情報及び購入された宅配ボックスの種類）並びに SNS を活用した広報の実施状況を整理した報告書を作成し、毎月 10 日を目途に委託者へ提出すること。

なお、月々の支払いに係る請求書の提出に関しては、「9 委託料（1）請求方法」を確認すること。

(イ) 統計データの作成

受託者は、受付件数及び問い合わせ内容等について、月ごとに集計及び統計処理を行い、電子データにより提出すること。

また、SNS による広報に関する投稿回数、閲覧数、表示回数、反応数等のデータについても、月ごとに集計及び整理のうえ、あわせて提出すること。

表 1：よこはま安心ボックスの仕様及び個数（概算）

製品種類	仕様	個数（概算）	市民負担額
よこはま安心ボックス LIGHT 【想定モデル】 ・SUNLIGHT 宅配ボックス ・ICHIFUJI 宅配ボックス	○構造 折り畳み式のソフトバッグ構造であること。 使用しない際はコンパクトに折り畳める構造であること（厚さは概ね数センチ程度）	2,700個	2,000円

折りたたみ75リットル ・MTK 宅配ボックス 折りたたみ 大容量 75リットル	荷物受け取り時に十分な開口部を確保できる構造であること。 ○寸法・容量（目安） 容量は 60～80L 程度 とすること。 ○材質・生地 生地は撥水又は防水加工を施したポリエステルやキャンバス生地等、水濡れに強い材質であること。 内側はアルミ素材等の保温・保冷性能を有する加工が施されていること。 ○施錠方式 ダブルファスナー構造であり、南京錠による施錠が可能であること。 ○盗難防止・固定方法 付属の盗難防止ワイヤーで建物の柱、ドアノブ等に固定できること。 ワイヤーはダイヤル錠により固定できる構造であること。 ○付属品 ・南京錠 × 1 ・盗難防止ワイヤー（ステンレス） ○その他 初期不良の場合には、新品と交換できるメーカー保証が付帯していること。		
よこはま安心ボックス BASIC 【想定モデル】 ・山善 EPB-2 ・R・BOOM 大型 宅配ボックス	○構造 屋外設置可能な据置式であること。 転倒・移動を防止できる構造を有すること。 （例：台座・重石・ワイヤー・アンカー等のいずれかに対応） ○材質 本体は金属（スチール等）を用い、防	3,000個	10,000 円

	錆性のある粉体塗装等の処理を施していること。 屋外使用に耐える耐候性を有すること。 ○施錠方式 機械式ロック（シリンダー鍵／ワンブッシュ施錠等）を採用し、電子錠・通信機能は有しないこと。 物理キーにより開錠できる構造であること。 ○防水性能 屋外使用に適した防滴構造（目安：IPX2 相当）を有すること。 ○耐久・安全 扉の指挟み配慮等、安全に配慮した構造であること。 長期屋外設置での腐食・劣化を抑制する構造であること。 ○外形寸法 幅 400mm 程度 × 奥行 365mm 程度 × 高さ 750～1,000mm 程度 （複数段構成も可とする） ○容量・耐荷重（目安） 90サイズ程度の宅配物を収納可能であること。 ○ 固定方法 上記「○構造」の例に記載のいずれかの方法で固定できること。 ○付属品 鍵（2 本以上）を付属すること。 ○その他 初期不良の場合には、新品と交換できるメーカー保証が付帯していること。		
--	---	--	--

よこはま安心ボックス BASIC+ 【想定モデル】 ・ルスネコボックス (電子錠) ・パナソニック 宅配ボッ クス e-COMBO Light (イ ーコンボライト) CTN6250RB ラージタイプ	○構造 屋外設置型の宅配ボックスであるこ と。(据置式とし、床面固定に対応する 構造であること) ○材質 亜鉛メッキ鋼板や高耐候性樹脂版等の 耐候性を有する金属材料を使用し、防 錆性を確保していること。 また、屋外使用を想定し、耐腐食性及 び耐久性を有する構造であること。 ○施錠方式 電子制御式ロック(電子錠)を採用し ていること。 暗証番号入力等により施錠・解錠を行 う方式とする。 なお、非常時に使用可能な物理キーに よる解錠手段を備えていること。 ○電源 電子錠の電源は電池駆動方式とし、一 般的な乾電池又は充電式電池を使用す るものとする。 また電池切れその他の障害が発生した 場合においても、物理キーにより解錠 可能であること。 ○施錠方式 暗証番号による施錠・解錠が可能であ ること。 任意に暗証番号の設定・変更を行える 構造であること。 ○防水性能 屋外使用に適した防滴構造(目安： IPX2 相当)を有すること。	1,000個	20,000円

	○耐久・安全 扉の指挟み配慮等、安全に配慮した構造であること。 長期屋外設置での腐食・劣化を抑制する構造であること。 ○外形寸法 幅375mm程度 × 奥行365mm程度 × 高さ810mm程度 (複数段構成も可とする) ○容量・耐荷重 (目安) 90サイズ程度の宅配物を収納可能であること ○固定方法 アンカーボルト固定で、底面のアンカー用穴を使用し、床面へ確実に固定できること。 ○付属品 鍵(2本以上)を付属すること。 ○その他 初期不良の場合には、新品と交換できるメーカー保証が付帯していること。		
--	--	--	--

表2：よこはま安心ボックスに設置する付属品（ステッカー）の仕様及び個数（概算）

仕様	個数（概算）
1 基本仕様 ○形状 平面のステッカー形状とし、よこはま安心ボックスの開閉や使用を妨げない構造であること。 角部は、めくれや剥がれを防止するため、丸角加工等が施されていることが望ましい。	8,000個

○仕様 発注者から提供されたデザインデータ、文言及び指定素材等を使用するものとし、受託者が独自に内容を変更又は追加することはできない。ただし、印刷工程上やむを得ない範囲での調整については、事前に委任者と協議のうえ承認を得るものとする。 ○材質・加工 カラー、マット、ラミネートあり、光沢紙 基材は、屋外使用に適した合成樹脂製（塩化ビニル等）又はこれと同等の耐候性を有する材料であること。 表面は、耐水性、耐候性及び耐摩耗性を有し、屋外環境における長期間の使用に耐えうること。 印刷部分は、擦過、雨水、日射等により容易に劣化又は剥離しない加工が施されていること。 ○粘着性能 粘着剤は、屋外環境においても十分な接着力を有するものであること。 通常の使用環境下において、自然剥離又は著しい浮きが生じにくい性能を有すること。 貼付後において、よこはま安心ボックスの材質に著しい損傷を与えないものであること。 ○寸法 本製品は、よこはま安心ボックスに付属又は携行した場合においても、使用上支障のない小型かつ軽量の寸法及び重量とすること。 （例） 縦：約100mm 横：約70mm なお、最終的な寸法については、受託者からの提案を踏まえ、委託者と協議のうえ決定するものとする。 ○デザイン デザインは、委託者が作成したものを使用する。	
---	--

（４）広報

受託者は、よこはま安心ボックス設置支援事業について、周知及び利用促進を目的とした広報業務を実施する。

- ア 業務内容：SNS による投稿・広告、印刷業務(A4、両面印刷カラー、半光沢紙(マットコート紙、厚み 90kg)配布部数は 1 万部程度を想定し、配布時期等の詳細は委託者と受託者で協議の上決定する) 法令・各種ガイドライン適合確認。
- イ 対象期間：契約締結日から令和 9 年 1 月 31 日まで
- ウ 対象者：市民
- エ 実施媒体：SNS による投稿・広告、横浜市公式 Web サイトと連携した Web 広報、チラシ(A4 両面) データ等の紙媒体。
- オ 留意事項：事業名・実施主体(横浜市)・申請期間・公式情報への導線を明示。投稿・広告は事前協議。なお、投稿に必要な素材は市が提供するものとする。
- カ 法令等の遵守：景品表示法、著作権法、個人情報保護法等及び SNS 各社規約を遵守し、第三者の権利侵害を防止する。
- キ 問合せ対応：広報媒体からの問合せは公式申請ページ又は「3 委託業務内容」に記載のコールセンターへ誘導すること。

(5) EC サイトの作成及び運営

ア 目的

市民が適切な手続により宅配ボックスを選択・購入し、補助申請手続へ確実に誘導できる申請者向け EC サイトを作成し、運営することを目的とする。

イ 業務範囲

受託者は、次に掲げる業務を一体として実施するものとする。

本サイトの情報設計制作(PC・スマートフォン対応) デザインは委託者と受託者で協議のうえ決定する。

- (ア) EC サイトの構築及び実装(商品掲載、申請導線、誓約事項の確認機能及び購入機能を含む)
- (イ) サーバー等インフラの構築及び管理(セキュリティ対策を含む)
- (ウ) 動作確認、受入テスト及び脆弱性対策
- (エ) 公開後の運用、保守、障害対応及び改善対応
- (オ) 利用状況の集計、分析及び報告
- (カ) 関係法令等(特定商取引法、個人情報保護法等) への適合確認

ウ 非機能要件

(ア) 安定稼働

EC サイトは、利用集中時においても支障なく運用できる構成とすること。

(イ) 設計・製造

a 受注者は、ユーザー要求事項を満たすための基本設計及び詳細設計を行うこと。

b 受注者は、設計・製造の各段階において、委託者や申請者を想定したモニターが UI/UX を確認できるようプロトタイプやモックアップ、デモ環境等を適宜用意すること（特にアジャイル開発の場合）。また、その確認結果を基に必要な改善（パッケージ等のカスタマイズを含む）を行うこと。

(ウ) 法令・ガイドラインの遵守

a プラットフォーム上の言語は日本語とし、使用者が分かりやすいレイアウト及び操作方法とすること。総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024 年版）」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000945249.pdf) 及び WAIC の「ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン」(<https://waic.jp/docs/jis2016/accessibility-plan-guidelines/202112/>) に基づき、委託者と協議の上、ウェブアクセシビリティ方針を策定すること。そのほか、「アクセシビリティ要件について」を確認の上、対応すること。

b ウェブサイト・電子メールアドレスともに、本市のドメイン名である「city.yokohama.lg.jp」又はそのサブドメイン名を利用すること。ただし、本市サブドメインの利用が難しい場合には、委託者との協議を行った上で外部ドメインを利用すること。

(エ) セキュリティ対策

a 脆弱性を悪用したサイバー攻撃被害を防止するため、定期的にセキュリティパッチを適用すること。緊急度の高いパッチはできるだけ速やかに適用すること。

b 第三者による不正な情報閲覧を防止するため、情報資産の暗号化を行うこと。

c ウェブアプリケーションに対する悪意ある攻撃を防止するため、WAF または同等のアプリケーション層の保護機能（仮想パッチなど）を利用すること。

d マルウェアの活動を検知・阻止するため、アンチウイルス対策（ウイルス対策ソフト等）を導入すること。

e 通信の盗聴などを防止するため、通信の暗号化を行うこと。

f 外部からの不正アクセスを防止するため、ポート制御や接続プロトコルの制御をファイアウォール等により実施すること。

g 情報資産が海外法下に置かれ不測に情報資産が利用されることを防止するため、情報資産の保存先は国内サーバーとすること。

h システム障害、サイバー攻撃などにより情報資産が消失、利用不能になった際に元データを復元できるように、データのバックアップを行うこと。バックアップの頻度については、業務継続に支障が無いように、委託者と協議

し決定すること。

- i 情報資産を廃棄する際は、情報資産流出を防止するため、物理破壊や消去ソフトによる複数回の上書き処理等の復元が容易でない方法でデータ消去を行うこととし、消去したことを委託者に報告書として提出すること。
- j 申請者を特定するため、1 ユーザー 1 アカウントとすること。
- k インシデント発生時に原因や影響範囲を特定するため、障害等の調査に必要なログを取得し、保存すること。
- l 個人情報の利用履歴が確認できるようにするため、以下の情報について収集し、3 年間保存すること。
 - (a) 操作年月日
 - (b) 操作時刻
 - (c) 操作者
 - (d) アクセスログ蓄積対象情報（個人識別コード等、更新、検索等の対象となる個人を特定できる情報）
 - (e) 利用部署、端末機名、処理内容その他必要な項目
- m 不正アクセス等による重大な事故を防止するとともに、ID、PW が漏れたとしてもシステムに不正アクセスされないように、多要素認証または、接続できる IP アドレスの制限などを導入すること。
- n 情報漏洩、システム停止、マルウェア感染等のインシデント発生時に迅速かつ適切な対応を行うため、必要な対応体制（連絡体制の整備、専門人材の配置等）を確保すること。体制の規模及び対応範囲については、委託者と協議のうえで決定すること。
- o 内部不正や情報改ざん・漏洩を防止するため、必要な最小限の権限のみを付与できるようになっていること。
- p 生成 AI を利用する場合、プロンプト等を学習しない仕組みを備えたものを使用すること。

（6）購入者アンケートの実施・分析・報告

ア 購入者アンケートの実施

（ア）対象：本事業により宅配ボックスを購入した市民

（イ）方法：郵送申請及び電話申請による申請者

アンケートを紙媒体で送付するものとし、返信用封筒（受取人払い）を同封すること。なお、送付する書類は長 3 封筒を使用し、返信用封筒も同封するものとする。住所表示はラベルを用いて封筒に貼付し、アンケートは匿名で返送できる形式とする。

また、発送枚数は概ね 1,500 件程度を想定する。

イ 回答データの集計・分析

単純集計のほか、市が指定する項目についてクロス集計等の簡易分析を行う。

ウ 結果報告

受託者は、調査結果を取りまとめた報告書を作成し、委託者へ提出すること。

また、アンケート項目については、委託者が作成した項目を用いること。

(ア) 個人情報の取扱い

個人情報保護に関する関係法令及び横浜市の規定を遵守し、適切に管理すること。

回答データは特定の個人が識別されない形式で市へ提供すること。

(イ) 成果物

アンケート設問票／回答データ(電子)／集計結果一覧(グラフ・表)／調査結果報告書(概要・考察)

エ アンケート実施期間及び提出期限

委託者と受託者で協議のうえで決定する。

(7) 不良品及びキャンセル・返品等の対応

発送又は取付けを行った製品が、不良品等により正常に機能しない場合には、受託者は、申請者に対し必要な案内等の対応を行うこと。

なお、当該製品の保証については、各製品のメーカー保証に準ずるものとする。

4 責務

受託者は、委託業務の処理により委託者又は第三者に損害を与えたときは、その責めに任じ、賠償の責任を負うものとする。

5 業務着手・完了に係る提出書類

受託者は、業務着手に際し着手届を、業務完了に際し完了届及び請求書等を、委託者の定める期限内に各1部、市長あて提出するものとする。

なお提出期限に関しては、委託者と受託者で協議のうえで決定する。

6 個人情報の取扱い

受託者は、別添「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

7 成果物の納品

成果物の納付先は、横浜市市民局地域防犯支援課とする。

8 履行期間

本業務の委託期間は、契約決定した日から令和9年3月31日までとする。

申請書の受付開始時期については、委託者と受託者で協議のうえ決定する。

ただし、遅くとも令和8年6月中には受付を開始するものとする。

9 委託料

(1) 請求方法

毎月10日までに、前月（当該請求対象月）の市民対応数や製品発送件数等を報告し、委託者に請求書を提出するものとする。

(2) 支払方法

適法な請求書受理後30日以内に支払う。

10 その他

本仕様書に定めのない事項、又は履行に関し疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(令和8年4月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市（以下「委託者」という。）がこの特記事項が付帯する契約（以下「この契約」という。）において個人情報を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務（以下「本件事務」という。）を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。
- 3 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。
- 4 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により委託者に報告しなければならない。
- 5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更を経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第5条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本件事務を処理する目的以外での利用
- (2) 複写又は複製（作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを

除く。)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。）との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者（会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。）における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託（再委託及び再々委託等（以下「再委託等」と総称する。）を含む。）については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(個人情報記録された資料等の返還等)

第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(報告及び検査)

第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所において検査するものとする。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第10条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書(第2号様式)を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第11条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。

(1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。))が保有する情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。))は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務(以下「本件業務」という。))を遂行するための情報の取扱いに当たっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、適正に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子計算機処理等 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成するための処理、専ら文書図画の内容を記録するための処理、製販その他の専ら印刷物を制作するための処理及び専ら文書図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理を除く。

(2) 不開示情報 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年条例第1号)第7条第2項に規定する不開示情報をいう。

(3) 不開示資料等 不開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録をいう。

(適正な管理)

第3条 受託者は、本件業務に係る情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等(以下「漏えい等」という。))の防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として本件業務に係る情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。))を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件業務に着手する前に前3項に定める管理責任体制及び安全対策その他の安全管理措置について、委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更を経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

6 受託者が準備する本件業務の履行に必要な端末、ネットワーク機器等は、ソフトウェアの最新状態を維持し、コンピュータウイルス等の定期的な検査を実施しなければならない。やむを得ずこれと異なる対応を行う場合には、受託者は委託者に理由を示して事前に承諾を求めなければならない。

7 受託者は、情報システムに関する本市の意図しない変更が生じないよう、変更前に委託者へ確認を求めなければならない。

(従事者の監督等)

第4条 受託者は、本件業務に従事している者が、本件業務に関して知り得た不開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督、指導を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第5条 受託者は、本件業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件業務に係る情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本件業務を処理する目的以外での利用

(2) 複写又は複製(作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを除く)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第7条 受託者は、本件業務を遂行するための不開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合には、情報の保護に関し、特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。))との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託(以下「再々委託等」という。))を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者(会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。))における情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容

を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託(再委託及び再々委託等(以下「再委託等」と総称する。))を含む。))については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第3条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(不開示資料等の返還等)

第8条 受託者は、本件業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した不開示資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理(以下「返還等」という。))するものとする。ただし、委託者がこれと異なる指示をした場合にはこの限りではない。

2 前項の場合において、当該不開示資料等の消去又はその他の方法による処理を実施する場合は、復元困難な消去、焼却、シュレッダー等による裁断等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に不開示資料等の返還等をしないときは、委託者は、受託者に代わって当該不開示資料等を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第9条 委託者は、情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により、過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第10条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者が本件業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第11条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。))に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償を請求することができる。

(1) 本件業務を遂行するために受託者が取り扱う不開示情報について、受託者の責に帰すべき理由による漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の不開示情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、不開示情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

3 委託者は、受託者が検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第13条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

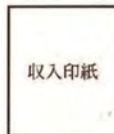
3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由に起因する権利侵害となる場合は、この限りではない。

(最近改正：令和7年7月1日)





契 約 番 号	枝 番
2626035105	-



変 更 契 約 書

契約変更の対象となる契約	
件 名	令和8年度よこはま安心ボックス設置支援業務委託
契 約 締 結 年 月 日	令和8年4月27日

委託者横浜市と受託者イマジネーション株式会社との間で締結した上記契約の一部を次のとおり変更する。

変更事項（■の表示をした部分）

- | | | |
|-----------------|--|--|
| 1 契約代金額の変更 | ☐ 次のとおり | ☒ なし |
| 2 履行期間（納入期限）の変更 | ☐ 次のとおり | ☒ なし |
| 3 部分払の区分／回数の変更 | ☐ 次のとおり | ☒ なし |
| 4 部分払基準の変更 | ☒ 別紙のとおり | ☐ なし |
| 5 設計書・仕様書等の変更 | ☒ 別紙のとおり | ☐ なし |
| 6 その他変更事項 | 委託契約書における5 契約区分 概算契約について
概算払を「する」から「しない」へ変更 | |

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 6 月 5 日

委託者 横浜市中区本町6丁目50番地の10

契約事務受任者

横浜市民局長 熊坂 俊博



受託者 所在地 横浜市中区山下町2 産業センタービル2階

商号又は名称 イマジネーション株式会社

代表者職氏名 代表取締役 小笠原 有則



受付番号	種 目 番 号 —	連絡先	担当 市民局地域防犯支援課 担当者名 早野 電 話 671-3709
------	--------------	-----	--

変更設計書

1 委 託 件 名 令和8年度よこはま安心ボックス設置支援業務委託

2 履 行 場 所 仕様書のとおり

3 履行期間（期限）当初 契約決定した日 から 令和9年3月31日 まで

変更 契約決定した日 から 令和9年3月31日 まで

4 契 約 代 金 額

当 初 契 約	129,480,314 円
変 更	129,480,314 円
差 引 増 減 額	0 円

5 部 分 払 当初 ☒ する（12回以内） ☐ しない

変更 ☒ する（12回以内） ☐ しない

部分払の基準

	業 務 内 容	履 行 予定月	数 量 (概算数量)	単 位	単 価	金 額 (概算金額)
当 初	物品費	—	(1)	式		(55,720,000)
変 更	物品費（宅配ボックス LIGHT）	7 月	(600)	個	2,000	(1,200,000)
	物品費（宅配ボックス LIGHT）	8 月	(600)	個	2,000	(1,200,000)
	物品費（宅配ボックス LIGHT）	9 月	(300)	個	2,000	(600,000)
	物品費（宅配ボックス LIGHT）	10 月	(200)	個	2,000	(400,000)
	物品費（宅配ボックス LIGHT）	11 月	(200)	個	2,000	(400,000)
	物品費（宅配ボックス LIGHT）	12 月	(200)	個	2,000	(400,000)

	物品費（宅配ボックス LIGHT）	1 月	(200)	個	2, 000	(400, 000)
	物品費（宅配ボックス LIGHT）	2 月	(200)	個	2, 000	(400, 000)
	物品費（宅配ボックス LIGHT）	3 月	(200)	個	2, 000	(400, 000)
	物品費（宅配ボックス BASIC）	7 月	(500)	個	10, 000	(5, 000, 000)
	物品費（宅配ボックス BASIC）	8 月	(500)	個	10, 000	(5, 000, 000)
	物品費（宅配ボックス BASIC）	9 月	(300)	個	10, 000	(3, 000, 000)
	物品費（宅配ボックス BASIC）	10 月	(300)	個	10, 000	(3, 000, 000)
	物品費（宅配ボックス BASIC）	11 月	(300)	個	10, 000	(3, 000, 000)
	物品費（宅配ボックス BASIC）	12 月	(300)	個	10, 000	(3, 000, 000)
	物品費（宅配ボックス BASIC）	1 月	(300)	個	10, 000	(3, 000, 000)
	物品費（宅配ボックス BASIC）	2 月	(300)	個	10, 000	(3, 000, 000)
	物品費（宅配ボックス BASIC）	3 月	(200)	個	10, 000	(2, 000, 000)
	物品費（宅配ボックス BASIC+）	7 月	(300)	個	20, 000	(6, 000, 000)
	物品費（宅配ボックス BASIC+）	8 月	(300)	個	20, 000	(6, 000, 000)
	物品費（宅配ボックス BASIC+）	9 月	(100)	個	20, 000	(1, 000, 000)
	物品費（宅配ボックス BASIC+）	10 月	(50)	個	20, 000	(1, 000, 000)

	物品費（宅配ボックス BASIC+）	11 月	(50)	個	20,000	(1,000,000)
	物品費（宅配ボックス BASIC+）	12 月	(50)	個	20,000	(1,000,000)
	物品費（宅配ボックス BASIC+）	1 月	(50)	個	20,000	(1,000,000)
	物品費（宅配ボックス BASIC+）	2 月	(50)	個	20,000	(1,000,000)
	物品費（宅配ボックス BASIC+）	3 月	(50)	個	20,000	(1,000,000)
	物品費(付属品ステッカー)	7 月	(1,700)	枚	40	(68,000)
	物品費(付属品ステッカー)	8 月	(1,700)	枚	40	(68,000)
	物品費(付属品ステッカー)	9 月	(800)	枚	40	(32,000)
	物品費(付属品ステッカー)	10 月	(650)	枚	40	(26,000)
	物品費(付属品ステッカー)	11 月	(650)	枚	40	(26,000)
	物品費(付属品ステッカー)	12 月	(650)	枚	40	(26,000)
	物品費(付属品ステッカー)	1 月	(650)	枚	40	(26,000)
	物品費(付属品ステッカー)	2 月	(650)	枚	40	(26,000)
	物品費(付属品ステッカー)	3 月	(550)	枚	40	(26,000)
当 初	運営費	4 月～ 2 月	11	月	4,437,5 17	48,812,687
変 更	運営費	4 月～ 2 月	11	月	4,437,5 17	48,812,687

当 初	運営費	3 月	1	月	4, 437, 5 18	4, 437, 518
変 更	運営費	3 月	1	月	4, 437, 5 18	4, 437, 518
当 初	広報費	4 月～ 3 月	12	月	157, 256	1, 887, 072
変 更	広報費	4 月～ 3 月	12	月	157, 256	1, 887, 072
当 初	送料	-	(1)	式		(6, 852, 100)
変 更	送料（請求書）	7 月	(400)	部	329. 6	(131, 840)
	送料（請求書）	8 月	(400)	部	329. 6	(131, 840)
	送料（請求書）	9 月	(100)	部	329. 6	(32, 960)
	送料（請求書）	10 月	(100)	部	329. 6	(32, 960)
	送料（請求書）	11 月	(100)	部	329. 6	(32, 960)
	送料（請求書）	12 月	(100)	部	329. 6	(32, 960)
	送料（請求書）	1 月	(100)	部	329. 6	(32, 960)
	送料（請求書）	2 月	(100)	部	329. 6	(32, 960)
	送料（請求書）	3 月	(100)	部	329. 6	(32, 960)
	送料（アンケート）	8 月	(400)	部	415	(166, 000)
	送料（アンケート）	9 月	(400)	部	415	(166, 000)
	送料（アンケート）	10 月	(200)	部	415	(83, 000)
	送料（アンケート）	11 月	(100)	部	415	(41, 500)
	送料（アンケート）	12 月	(100)	部	415	(41, 500)
	送料（アンケート）	1 月	(100)	部	415	(41, 500)
	送料（アンケート）	2 月	(100)	部	415	(41, 500)

	送料（アンケート）	3 月	(100)	部	415	(41, 500)
	送料（領収書及び 付属品の配送）	7 月	(1, 400)	部	256	(248, 320)
	送料（領収書及び 付属品の配送）	8 月	(1, 400)	部	256	(358, 400)
	送料（領収書及び 付属品の配送）	9 月	(700)	部	256	(358, 400)
	送料（領収書及び 付属品の配送）	10 月	(550)	部	256	(179, 200)
	送料（領収書及び 付属品の配送）	11 月	(550)	部	256	(140, 800)
	送料（領収書及び 付属品の配送）	12 月	(550)	部	256	(140, 800)
	送料（領収書及び 付属品の配送）	1 月	(550)	部	256	(140, 800)
	送料（領収書及び 付属品の配送）	2 月	(550)	部	256	(140, 800)
	送料（領収書及び 付属品の配送）	3 月	(450)	部	256	(115, 200)
	送料（製品配送 料）	7 月	(1, 400)	部	600	(840, 000)
	送料（製品配送 料）	8 月	(1, 400)	部	600	(840, 000)
	送料（製品配送 料）	9 月	(700)	部	600	(420, 000)
	送料（製品配送 料）	10 月	(550)	部	600	(330, 000)
	送料（製品配送 料）	11 月	(550)	部	600	(330, 000)
	送料（製品配送 料）	12 月	(550)	部	600	(330, 000)

	送料（製品配送料）	1 月	(550)	部	600	(330,000)
	送料（製品配送料）	2 月	(550)	部	600	(330,000)
	送料（製品配送料）	3 月	(450)	部	600	(270,000)

6 変更事項

（１）配送業務の実態に合わせた製品仕様の一部見直し

よこはま安心ボックス LIGHT の「保温・保冷性能」の削除

（２）市民負担額の減額

上記（１）による製品価格の低下に伴い、当該製品に係る市民負担額を減額

（３）物品費等の支払に関する変更

物品費及び送料の支払を「概算払（一括払）」から「部分払」へ変更

（４）誤字訂正

仕様書 3 委託業務内容 （３）製品の調達・発送・取付及び実績報告 イ 費用負担に記載の「委託者」を「受託者」へ変更

内 訳 書

上段は当初

下段は変更後

名 称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金 額 (円)	差 引 増 減	
						数量	金 額 (円)
物品費	宅配ボックス LIGHT	(2,700)	個	2,000	(5,400,000)	0	0
		(2,700)	個	2,000	(5,400,000)		
	宅配ボックス BASIC	(3,000)	個	10,000	(30,000,000)	0	0
		(3,000)	個	10,000	(30,000,000)		
	宅配ボックス BASIC+	(1,000)	個	20,000	(20,000,000)	0	0
		(1,000)	個	20,000	(20,000,000)		
	付属品 ステ ッカー	(8,000)	枚	40	(320,000)	0	0
		(8,000)	枚	40	(320,000)		
運営費		11	月	4,437,517	48,812,687	0	0
		11	月	4,437,517	48,812,687		
運営費		1	月	4,437,518	4,437,518	0	0
		1	月	4,437,518	4,437,518		
広報費		12	月	157,256	1,887,072	0	0
		12	月	157,256	1,887,072		
送料	請求書の郵送	(1,500)	部	329.6	(494,400)	0	0
		(1,500)	部	329.6	(494,400)		
	アンケート送 付	(1,500)	部	415	(622,500)	0	0
		(1,500)	部	415	(622,500)		
	領収書及び付 属品の郵送	(6,700)	部	256	(1,715,200)	0	0
		(6,700)	部	256	(1,715,200)		
	製品配送料	(6,700)	部	600	(4,020,000)	0	0
		(6,700)	部	600	(4,020,000)		

委 託 契 約 約 款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(内訳書及び工程表)

- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、委

託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(着手届出)

- 第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したもの及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。

- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にか

かわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

- 5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。
- 6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- 7 受託者は、次条ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各項に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（下請負人等の通知）

第6条の2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、速やかに委託者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も同様とする。

- 2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

- 3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（1）この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

（2）この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

- 3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

- 4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

- 5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

- 2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

- 3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

（支給材料及び貸与品）

第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。

5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。

6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないと認めたときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。

10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。

11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

（設計図書に不適合な場合の措置等）

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合

において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であつて、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。
、設計図書を訂正する場合

(2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を 委託者が行う。
変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの

(3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を 委託者と受託者とが協
議して行う。

変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴わ

ないもの

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

- 第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

- 第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

- 第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

- 第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、

必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

- 第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

- 3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

- 第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

- 第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

- 3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

- 第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求することができる。

2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相当する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前契約代金額及び変動後契約代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前契約代金額及び変動後契約代金額を定め、受託者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。

5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。

6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。

7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

8 第3項及び前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（臨機の措置）

第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。

3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。

4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、委託者がこれを負担する。

（一般的損害）

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。

3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

（契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（中間検査）

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分につ

いては、委託者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項（同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。（前金払）

第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適

合」という。) であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の催告による解除権)

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないときと認められるとき。

(3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。

(4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。

(2) この契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。

(8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当したとき。

第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)、条例第2条第4号に規定する暴力団員等(以下、「暴力団員等」という。)、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

(2) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。

(3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第3号に該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。

2 受託者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定はその構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する

- 。 3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。
- 4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。(委託者の任意解除権)
- 第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。(受託者の催告による解除権)
- 第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。(受託者の催告によらない解除権)
- 第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。)したとき。
- (2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による解除をすることができない。(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額(第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。 当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の利息を付した額

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。 当該余剰額

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくははき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくははき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に

復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。委託者が定める。
 - (2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。受託者が委託者の意見を聴いて定める。
- 8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

（委託者の損害賠償請求等）

第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき
 - (2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき
 - (3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。この場合

において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

- 3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合

(2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

- 4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人

(3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

- 5 第1項及び第3項各号に定める場合（第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。

（談合等不正行為に対する措置）

第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

- (1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に

基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

(2) 前号に掲げるもののほか、当該受託者等以外の者が対象となる確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、当該受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払

を委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第47条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を

直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

- 4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあつては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあつては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

- 2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。

令和 8 年度よこはま安心ボックス設置支援業務委託 仕様書

本仕様書は、委託者(横浜市)と受託者との間で実施する「令和 8 年度よこはま安心ボックス設置支援事業」に係る業務の委託について、必要な事項を定めるものである。

1 趣旨

市民の防犯意識の高まりや、荷物を対面で受け取る際の不安、また、なりすまし強盗への警戒感が増している。

本事業は、市民の非対面での応対を支援するとともに、宅配物の盗難防止等を図ることで、市民の安心・安全の向上及び再配達をする際のトラックのCO₂排出の抑制効果を目的として実施するものとする。

市民が市場価格のおおむね半額程度の自己負担で購入できる仕組みを構築し、宅配ボックスの設置支援を行う。

2 用語の定義

本仕様書における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「市民」とは、横浜市に居住し、本事業の対象となる者をいう。
- (2)「申請者」とは、本事業を利用するために申請手続きを行う市民をいう。
- (3)「購入者」とは、本事業により宅配ボックスを購入した者（申請者を含む）をいう。
- (4)「委託者」とは、本業務を委託する横浜市をいう。
- (5)「受託者」とは、委託者との契約に基づき本業務を実施する者をいう。

3 委託業務内容

(1) 市民対応等諸業務

ア 電話等により本事業の利用を希望する市民からの申込受付事務を行うこと。

イ 本事業に関する申請方法や製品等の問い合わせ先として、以下のコールセンターを設置すること。なお、コールセンターによる対応のほか、EC サイトに掲載する問い合わせフォームによる対応も行うこと。

(ア) 運営場所：日本国内(受託者が用意すること)

(イ) 対応時間：平日 8 時間 30 分うちコアタイムは午前 10 時 00 から午後 2 時までとする。

※年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日)及び「国民の祝日に関する法律」(昭和 22 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。

(2) 申請受付

市民からの申請を受け付け、記載事項等を確認する。不備等がある場合は申請者に

確認を行う。申請方法は、次のとおりとし、それぞれに対応するものとする。

ア 電話による受付

- (ア) 受託者が用意した電話番号(将来的に他者へ引き継ぐことが可能なもの)を利用して市民からの申請を受け付けること。
- (イ) 申請者の氏名、住所、連絡先、設置予定場所等の必要事項を聞き取り、記録すること。
- (ウ) 宅配ボックスの種類、価格、支払金額(補助適用後の申請者の自己負担額を含む)について明確に説明すること。あわせて、支払方法、支払時期並びにキャンセル及び返品の手続きについて案内し、申請者の承認を得た上で受付を完了すること。
- (エ) 通話内容を録音し、後日確認可能な形で適切に管理すること。
- (オ) 受託者は、申請内容に基づき、申請者あてに請求書を郵送すること。なお、当該請求書については、申請者による返送を要しないものとする。
- (カ) 申請者からの銀行振込による入金を確認でき次第、受託者は速やかに製品の発送を行うこと。なおこれ以降のキャンセル及び返品は、原則認められないものとする。また銀行振込による手数料は、申請者が負担するものとする。
- (キ) 製品の発送が終わり次第、受託者は領収書及びステッカーの発送を行うこと。なお、(カ)の製品の発送と同時に行うこともできる。

イ 申請書の郵送またはFAXによる受付

- (ア) 委託者が指定する申請書に、申請者が必要事項を記入のうえ、受託者が指定する宛先へ郵送またはFAXにより申請を受け付けること。郵送先は受託者が用意する受付場所または委託者が用意する横浜港郵便局の私書箱とする。
- (イ) 受託者は、申請書が到着次第、記載内容に不備がないか確認し、必要に応じて申請者へ電話で内容確認を行うこと。
- (ウ) 申請内容の確認が完了した後、受託者は、申請者あてに請求書を郵送すること。当該請求書は、申請者による返送を要しないものとする。
- (エ) 申請者からの銀行振込による入金を確認でき次第、受託者は速やかに製品の発送を行うこと。なおこれ以降のキャンセル及び返品は、原則認められないものとする。また銀行振込による手数料は、申請者が負担するものとする。
- (オ) 製品の発送が終わり次第、受託者は領収書及びステッカーの発送を行うこと。なお、(エ)の製品の発送と同時に行うこともできる。

ウ ECサイトによる受付

- (ア) 委託者が承認したECサイトを用いて、市民からの申請を受け付けること。
- (イ) 申請時に、氏名、住所、連絡先、設置予定場所及び宅配ボックスの種類等の入力事項を用意し、確認画面を設けること。

(ウ) クレジット払い、キャッシュレス決済を利用できること。なお手数料は受託者が負担するものとする。

(エ) 申請内容の確認が完了した後、受託者は注文確認メールを送信すること。

(オ) 申請者からの入金を確認でき次第、受託者は速やかに製品の発送を行うこと。なおこれ以降のキャンセル及び返品は、原則認められないものとする。

(カ) 製品の発送が終わり次第、受託者は領収書及びステッカーの発送を行うこと。なお、(オ) の製品の発送と同時に行うこともできる。

エ 申請情報（個人情報）の取扱い等

(ア) 各申請方法において取得した申請者情報は、個人情報保護に関する関係法令及び横浜市の規定を遵守し、適切に管理すること。

(イ) 申請データについて、Excel ファイルで管理・提供できるよう管理すること。

(ウ) 不正申請又は重複申請を防止するため、申請情報の確認及びチェック体制を整えること。なお、申請は一世帯につき1回とし、二世帯住宅については、各世帯ごとに申請できるものとする。

(3) 製品の調達・発送・取付及び実績報告

ア 調達

委託者が承認した、よこはま安心ボックス(3種類：LIGHT, BASIC, BASIC+)を調達すること。

仕入れ、価格交渉、支払等は受託者が行い、各製品について、市民が選択可能な色を原則として2種類以上用意すること。

調達する製品の仕様及び想定個数は、表1のとおりとする。

イ 費用負担

受託者は、市民から負担額を受領した後、よこはま安心ボックスを発送するものとし、その際の送料は受託者の負担とする。なお、製品の再送に関する事項については、受託者と購入者との間で協議のうえ取り扱いを決定すること。その際の負担については、当該協議の結果により定まるものとする。また、市民の負担額は表1に記載する金額とする。なお、調達額と市民負担額の差額は、受託者の負担とすること。

ウ 製品の発送業務

調達した製品を申請者へ発送する。また発送の際、配送時間を選べるようにすること。

エ 製品の取付（取付員派遣）業務

製品の購入時において、申請者の希望に応じ、受託者が製品の取付けを実施すること。また、取付けに要する費用は委託者と受託者で協議のうえ決定し、申請者の自己負担とする。

取付け作業は、アンカーによる取付けに対し、必要な技能を有する者が行うこと。また、アンカー以外の取付け業務を行うことも可能とする。なお、本業務の提供方法、案内方法その他の運営に関する事項については、原則として受託者の判断に委ねるものとする。

なお取付業務の際、取付訪問を行ったにもかかわらず、申請者の都合又は住宅の状況により取付けに至らなかった場合の出張費用等に関しては、委託者と受託者で協議のうえ決定する。

取付員については、なりすまし防止の観点から、本業務が市の受託事業であることが分かるような表示を行うものとする。なお、具体的な表示方法等の内容については、委託者と受託者で協議のうえ決定する。

オ 報告書及び統計データの作成

(ア) 報告書の作成

受託者は、製品を送付した案件について、電話、郵送、FAX、EC サイトにおける情報（購入者の情報及び購入された宅配ボックスの種類）並びに SNS を活用した広報の実施状況を整理した報告書を作成し、毎月 10 日を目途に委託者へ提出すること。

なお、月々の支払いに係る請求書の提出に関しては、「9 委託料（1）請求方法」を確認すること。

(イ) 統計データの作成

受託者は、受付件数及び問い合わせ内容等について、月ごとに集計及び統計処理を行い、電子データにより提出すること。

また、SNS による広報に関する投稿回数、閲覧数、表示回数、反応数等のデータについても、月ごとに集計及び整理のうえ、あわせて提出すること。

表 1：よこはま安心ボックスの仕様及び個数（概算）

製品種類	仕様	個数（概算）	市民負担額
よこはま安心ボックス LIGHT 【想定モデル】 ・SUNLIGHT 宅配ボックス ・ICHIFUJI 宅配ボックス	○構造 折り畳み式のソフトバッグ構造であること。 使用しない際はコンパクトに折り畳める構造であること（厚さは概ね数センチ程度）	2,700個	1,800円

折りたたみ75リットル ・MTK 宅配ボックス 折りたたみ 大容量 75リットル	荷物受け取り時に十分な開口部を確保できる構造であること。 ○寸法・容量（目安） 容量は 60～80L 程度 とすること。 ○材質・生地 生地は撥水又は防水加工を施したポリエステルやキャンバス生地等、水濡れに強い材質であること。 ○施錠方式 ダブルファスナー構造であり、南京錠による施錠が可能であること。 ○盗難防止・固定方法 付属の盗難防止ワイヤーで建物の柱、ドアノブ等に固定できること。 ワイヤーはダイヤル錠により固定できる構造であること。 ○付属品 ・南京錠 × 1 ・盗難防止ワイヤー（ステンレス） ○その他 初期不良の場合には、新品と交換できるメーカー保証が付帯していること。		
よこはま安心ボックス BASIC 【想定モデル】 ・山善 EPB-2 ・R・BOOM 大型 宅配ボックス	○構造 屋外設置可能な据置式であること。 転倒・移動を防止できる構造を有すること。 （例：台座・重石・ワイヤー・アンカー等のいずれかに対応） ○材質 本体は金属（スチール等）を用い、防錆性のある粉体塗装等の処理を施していること。	3,000個	10,000 円

	屋外使用に耐える耐候性を有すること。 ○施錠方式 機械式ロック（シリンダー鍵／ワンプッシュ施錠等）を採用し、電子錠・通信機能は有しないこと。 物理キーにより開錠できる構造であること。 ○防水性能 屋外使用に適した防滴構造（目安：IPX2 相当）を有すること。 ○耐久・安全 扉の指挟み配慮等、安全に配慮した構造であること。 長期屋外設置での腐食・劣化を抑制する構造であること。 ○外形寸法 幅 400mm 程度 × 奥行 365mm 程度 × 高さ 750～1,000mm 程度（複数段構成も可とする） ○容量・耐荷重（目安） 90サイズ程度の宅配物を収納可能であること。 ○固定方法 上記「○構造」の例に記載のいずれかの方法で固定できること。 ○付属品 鍵（2 本以上）を付属すること。 ○その他 初期不良の場合には、新品と交換できるメーカー保証が付帯していること。		
よこはま安心ボックス	○構造	1,000個	20,000円

BASIC+ 【想定モデル】 ・ルスネコボックス (電子錠) ・パナソニック 宅配ボックス e-COMBO Light (イーコンボライト) CTN6250RB ラージタイプ	屋外設置型の宅配ボックスであること。 (据置式とし、床面固定に対応する構造であること) ○材質 亜鉛メッキ鋼板や高耐候性樹脂版等の耐候性を有する金属材料を使用し、防錆性を確保していること。 また、屋外使用を想定し、耐腐食性及び耐久性を有する構造であること。 ○施錠方式 電子制御式ロック(電子錠)を採用していること。 暗証番号入力等により施錠・解錠を行う方式とする。 なお、非常時に使用可能な物理キーによる解錠手段を備えていること。 ○電源 電子錠の電源は電池駆動方式とし、一般的な乾電池又は充電式電池を使用するものとする。 また電池切れその他の障害が発生した場合においても、物理キーにより解錠可能であること。 ○施錠方式 暗証番号による施錠・解錠が可能であること。 任意に暗証番号の設定・変更を行える構造であること。 ○防水性能 屋外使用に適した防滴構造(目安: IPX2 相当)を有すること。 ○耐久・安全 扉の指挟み配慮等、安全に配慮した構造であること。		
---	--	--	--

	長期屋外設置での腐食・劣化を抑制する構造であること。 ○外形寸法 幅375mm程度 × 奥行365mm程度 × 高さ810mm程度 (複数段構成も可とする) ○容量・耐荷重 (目安) 90サイズ程度の宅配物を収納可能であること ○固定方法 アンカーボルト固定で、底面のアンカー用穴を使用し、床面へ確実に固定できること。 ○付属品 鍵(2本以上)を付属すること。 ○その他 初期不良の場合には、新品と交換できるメーカー保証が付帯していること。		
--	--	--	--

表2：よこはま安心ボックスに設置する付属品（ステッカー）の仕様及び個数（概算）

仕様	個数（概算）
1 基本仕様 ○形状 平面のステッカー形状とし、よこはま安心ボックスの開閉や使用を妨げない構造であること。 角部は、めくれや剥がれを防止するため、丸角加工等が施されていることが望ましい。 ○仕様 発注者から提供されたデザインデータ、文言及び指定素材等を使用するものとし、受託者が独自に内容を変更又は追加	8,000個

することはできない。ただし、印刷工程上やむを得ない範囲での調整については、事前に委任者と協議のうえ承認を得るものとする。 ○材質・加工 カラー、マット、ラミネートあり、光沢紙 基材は、屋外使用に適した合成樹脂製（塩化ビニル等）又はこれと同等の耐候性を有する材料であること。 表面は、耐水性、耐候性及び耐摩耗性を有し、屋外環境における長期間の使用に耐えうること。 印刷部分は、擦過、雨水、日射等により容易に劣化又は剥離しない加工が施されていること。 ○粘着性能 粘着剤は、屋外環境においても十分な接着力を有するものであること。 通常の使用環境下において、自然剥離又は著しい浮きが生じにくい性能を有すること。 貼付後において、よこはま安心ボックスの材質に著しい損傷を与えないものであること。 ○寸法 本製品は、よこはま安心ボックスに付属又は携行した場合においても、使用上支障のない小型かつ軽量の寸法及び重量とすること。 （例） 縦：約100mm 横：約70mm なお、最終的な寸法については、受託者からの提案を踏まえ、委託者と協議のうえ決定するものとする。 ○デザイン デザインは、委託者が作成したものを使用する。	
---	--

（４）広報

受託者は、よこはま安心ボックス設置支援事業について、周知及び利用促進を目的とした広報業務を実施する。

ア 業務内容：SNS による投稿・広告、印刷業務（A4、両面印刷カラー、半光沢

- 紙(マットコート紙、厚み 90kg)配布部数は 1 万部程度を想定し、配布時期等の詳細は委託者と受託者で協議の上決定する) 法令・各種ガイドライン適合確認。
- イ 対象期間：契約締結日から令和 9 年 1 月 31 日まで
- ウ 対象者：市民
- エ 実施媒体：SNS による投稿・広告、横浜市公式 Web サイトと連携した Web 広報、チラシ (A4 両面) データ等の紙媒体。
- オ 留意事項：事業名・実施主体(横浜市)・申請期間・公式情報への導線を明示。投稿・広告は事前協議。なお、投稿に必要な素材は市が提供するものとする。
- カ 法令等の遵守：景品表示法、著作権法、個人情報保護法等及び SNS 各社規約を遵守し、第三者の権利侵害を防止する。
- キ 問合せ対応：広報媒体からの問合せは公式申請ページ又は「3 委託業務内容」に記載のコールセンターへ誘導すること。

(5) EC サイトの作成及び運営

ア 目的

市民が適切な手続により宅配ボックスを選択・購入し、補助申請手続へ確実に誘導できる申請者向け EC サイトを作成し、運営することを目的とする。

イ 業務範囲

受託者は、次に掲げる業務を一体として実施するものとする。

本サイトの情報設計制作(PC・スマートフォン対応) デザインは委託者と受託者で協議のうえ決定する。

(ア) EC サイトの構築及び実装(商品掲載、申請導線、誓約事項の確認機能及び購入機能を含む)

(イ) サーバー等インフラの構築及び管理(セキュリティ対策を含む)

(ウ) 動作確認、受入テスト及び脆弱性対策

(エ) 公開後の運用、保守、障害対応及び改善対応

(オ) 利用状況の集計、分析及び報告

(カ) 関係法令等(特定商取引法、個人情報保護法等) への適合確認

ウ 非機能要件

(ア) 安定稼働

EC サイトは、利用集中時においても支障なく運用できる構成とすること。

(イ) 設計・製造

a 受注者は、ユーザー要求事項を満たすための基本設計及び詳細設計を行うこと。

b 受注者は、設計・製造の各段階において、委託者や申請者を想定したモニターが UI/UX を確認できるようプロトタイプやモックアップ、デモ環境等を適

宜用意すること（特にアジャイル開発の場合）。また、その確認結果を基に必要な改善（パッケージ等のカスタマイズを含む）を行うこと。

（ウ）法令・ガイドラインの遵守

- a プラットフォーム上の言語は日本語とし、使用者が分かりやすいレイアウト及び操作方法とすること。総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024 年版）」（https://www.soumu.go.jp/main_content/000945249.pdf）及び WAIC の「ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン（<https://waic.jp/docs/jis2016/accessibility-plan-guidelines/202112/>）に基づき、委託者と協議の上、ウェブアクセシビリティ方針を策定すること。そのほか、「アクセシビリティ要件について」を確認の上、対応すること。
- b ウェブサイト・電子メールアドレスともに、本市のドメイン名である「city.yokohama.lg.jp」又はそのサブドメイン名を利用すること。ただし、本市サブドメインの利用が難しい場合には、委託者との協議を行った上で外部ドメインを利用すること。

（エ）セキュリティ対策

- a 脆弱性を悪用したサイバー攻撃被害を防止するため、定期的にセキュリティパッチを適用すること。緊急度の高いパッチはできるだけ速やかに適用すること。
- b 第三者による不正な情報閲覧を防止するため、情報資産の暗号化を行うこと。
- c ウェブアプリケーションに対する悪意ある攻撃を防止するため、WAF または同等のアプリケーション層の保護機能（仮想パッチなど）を利用すること。
- d マルウェアの活動を検知・阻止するため、アンチウイルス対策（ウイルス対策ソフト等）を導入すること。
- e 通信の盗聴などを防止するため、通信の暗号化を行うこと。
- f 外部からの不正アクセスを防止するため、ポート制御や接続プロトコルの制御をファイアウォール等により実施すること。
- g 情報資産が海外法下に置かれ不測に情報資産が利用されることを防止するため、情報資産の保存先は国内サーバーとすること。
- h システム障害、サイバー攻撃などにより情報資産が消失、利用不能になった際に元データを復元できるように、データのバックアップを行うこと。バックアップの頻度については、業務継続に支障が無いように、委託者と協議し決定すること。
- i 情報資産を廃棄する際は、情報資産流出を防止するため、物理破壊や消去ソフトによる複数回の上書き処理等の復元が容易でない方法でデータ消去を行うこととし、消去したことを委託者に報告書として提出すること。

- j 申請者を特定するため、1 ユーザー 1 アカウントとすること。
- k インシデント発生時に原因や影響範囲を特定するため、障害等の調査に必要なログを取得し、保存すること。
- l 個人情報の利用履歴が確認できるようにするため、以下の情報について収集し、3 年間保存すること。
 - (a) 操作年月日
 - (b) 操作時刻
 - (c) 操作者
 - (d) アクセスログ蓄積対象情報（個人識別コード等、更新、検索等の対象となる個人を特定できる情報）
 - (e) 利用部署、端末機名、処理内容その他必要な項目
- m 不正アクセス等による重大な事故を防止するとともに、ID、PW が漏れたとしてもシステムに不正アクセスされないように、多要素認証または、接続できる IP アドレスの制限などを導入すること。
- n 情報漏洩、システム停止、マルウェア感染等のインシデント発生時に迅速かつ適切な対応を行うため、必要な対応体制（連絡体制の整備、専門人材の配置等）を確保すること。体制の規模及び対応範囲については、委託者と協議のうえで決定すること。
- o 内部不正や情報改ざん・漏洩を防止するため、必要な最小限の権限のみを付与できるようになっていること。
- p 生成 AI を利用する場合、プロンプト等を学習しない仕組みを備えたものを使用すること。

（6）購入者アンケートの実施・分析・報告

ア 購入者アンケートの実施

（ア）対象：本事業により宅配ボックスを購入した市民

（イ）方法：郵送申請及び電話申請による申請者

アンケートを紙媒体で送付するものとし、返信用封筒（受取人払い）を同封すること。なお、送付する書類は長 3 封筒を使用し、返信用封筒も同封するものとする。住所表示はラベルを用いて封筒に貼付し、アンケートは匿名で返送できる形式とする。

また、発送枚数は概ね 1,500 件程度を想定する。

イ 回答データの集計・分析

単純集計のほか、市が指定する項目についてクロス集計等の簡易分析を行う。

ウ 結果報告

受託者は、調査結果を取りまとめた報告書を作成し、委託者へ提出すること。

また、アンケート項目については、委託者が作成した項目を用いること。

(ア) 個人情報の取扱い

個人情報保護に関する関係法令及び横浜市の規定を遵守し、適切に管理すること。

回答データは特定の個人が識別されない形式で市へ提供すること。

(イ) 成果物

アンケート設問票／回答データ(電子)／集計結果一覧(グラフ・表)／調査結果報告書(概要・考察)

エ アンケート実施期間及び提出期限

委託者と受託者で協議のうえで決定する。

(7) 不良品及びキャンセル・返品等の対応

発送又は取付けを行った製品が、不良品等により正常に機能しない場合には、受託者は、申請者に対し必要な案内等の対応を行うこと。

なお、当該製品の保証については、各製品のメーカー保証に準ずるものとする。

4 責務

受託者は、委託業務の処理により委託者又は第三者に損害を与えたときは、その責めに任じ、賠償の責任を負うものとする。

5 業務着手・完了に係る提出書類

受託者は、業務着手に際し着手届を、業務完了に際し完了届及び請求書等を、委託者の定める期限内に各1部、市長あて提出するものとする。

なお提出期限に関しては、委託者と受託者で協議のうえで決定する。

6 個人情報の取扱い

受託者は、別添「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

7 成果物の納品

成果物の納付先は、横浜市市民局地域防犯支援課とする。

8 履行期間

本業務の委託期間は、契約決定した日から令和9年3月31日までとする。

申請書の受付開始時期については、委託者と受託者で協議のうえ決定する。

ただし、遅くとも令和8年6月中には受付を開始するものとする。

9 委託料

(1) 請求方法

毎月 10 日までに、前月（当該請求対象月）の市民対応数や製品発送件数等を報告し、委託者に請求書を提出するものとする。

(2) 支払方法

適法な請求書受理後 30 日以内に支払う。

10 その他

本仕様書に定めのない事項、又は履行に関し疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(令和8年4月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市（以下「委託者」という。）がこの特記事項が付帯する契約（以下「この契約」という。）において個人情報を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務（以下「本件事務」という。）を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。
- 3 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。
- 4 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により委託者に報告しなければならない。
- 5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更を経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第5条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本件事務を処理する目的以外での利用
- (2) 複写又は複製（作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを

除く。)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。）との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者（会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。）における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託（再委託及び再々委託等（以下「再委託等」と総称する。）を含む。）については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(個人情報記録された資料等の返還等)

第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(報告及び検査)

第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所において検査するものとする。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第10条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書(第2号様式)を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第11条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。

(1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。))が保有する情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務(以下「本件業務」という。)を遂行するための情報の取扱いに当たっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、適正に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子計算機処理等 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成するための処理、専ら文書図画の内容を記録するための処理、製販その他の専ら印刷物を制作するための処理及び専ら文書図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理を除く。

(2) 不開示情報 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年条例第1号)第7条第2項に規定する不開示情報をいう。

(3) 不開示資料等 不開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録をいう。

(適正な管理)

第3条 受託者は、本件業務に係る情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として本件業務に係る情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件業務に着手する前に前3項に定める管理責任体制及び安全対策その他の安全管理措置について、委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更を経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

6 受託者が準備する本件業務の履行に必要な端末、ネットワーク機器等は、ソフトウェアの最新状態を維持し、コンピュータウイルス等の定期的な検査を実施しなければならない。やむを得ずこれと異なる対応を行う場合には、受託者は委託者に理由を示して事前に承諾を求めなければならない。

7 受託者は、情報システムに関する本市の意図しない変更が生じないよう、変更前に委託者へ確認を求めなければならない。

(従事者の監督等)

第4条 受託者は、本件業務に従事している者が、本件業務に関して知り得た不開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督、指導を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第5条 受託者は、本件業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件業務に係る情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本件業務を処理する目的以外での利用

(2) 複写又は複製(作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを除く)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第7条 受託者は、本件業務を遂行するための不開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合には、情報の保護に関し、特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。)との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託(以下「再々委託等」という。)を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者(会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。)における情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容

を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託(再委託及び再々委託等(以下「再委託等」と総称する。))を含む。)については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第3条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(不開示資料等の返還等)

第8条 受託者は、本件業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した不開示資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理(以下「返還等」という。)するものとする。ただし、委託者がこれと異なる指示をした場合にはこの限りではない。

2 前項の場合において、当該不開示資料等の消去又はその他の方法による処理を実施する場合は、復元困難な消去、焼却、シュレッダー等による裁断等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に不開示資料等の返還等をしないときは、委託者は、受託者に代わって当該不開示資料等を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第9条 委託者は、情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により、過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第10条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者が本件業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第11条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償を請求することができる。

(1) 本件業務を遂行するために受託者が取り扱う不開示情報について、受託者の責に帰すべき理由による漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の不開示情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、不開示情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

3 委託者は、受託者が検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第13条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由に起因する権利侵害となる場合は、この限りではない。

(最近改正：令和7年7月1日)



委託契約書



1 委託名 よこはま安心ボックス設置支援業務追加委託

2 履行場所 仕様書のとおり

3 履行期間 契約決定した日 から 令和9年3月31日 まで

4 契約代金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
		¥	6	5	8	3	0	2	0	4

■ 課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

値	千	百	十	万	千	百	十	円
¥	5	9	8	4	5	6	4	

☐ 免税業者

5 契約区分 ☐ 確定契約〔前金払 ☐ しない ☐ する（☐ 分割払（回） ☐ 一括払）〕

■ 概算契約〔概算払 ■ しない ☐ する（☐ 分割払（回） ☐ 一括払）〕

6 部分払 ☐ しない ■ する（9回以内）

7 部分払の基準 ☐ 以下のとおり ■ 設計図書のとおり

8 分割払の基準 ☐ 以下のとおり ☐ 設計図書のとおり

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価（円）	金額（円）

※単価及び金額は消費税等額を含まない金額

9 契約代金の支払場所 ■ 横浜市指定金融機関（市庁内） ☐ 横浜市水道局出納取扱金融機関 ☐ 横浜市交通局出納取扱金融機関

10 契約保証金 ■ 免除 ☐ _____ 円

11 特約条項

上記の委託について、委託者横浜市と受託者 イマジネーション株式会社 とは、
おのおの対等な立場における合意に基づいて、別紙の約款の条項（特約条項がある場合、それを含む。）によって委託
契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 7 月 / 日

委託者 横浜市中区本町6丁目50番地の10

契約事務受任者

横浜市民局長 熊坂 俊博



受託者 所在地 神奈川県横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル2階

商号又は名称 イマジネーション株式会社

代表者職氏名 代表取締役 小笠原 有則

委 託 契 約 約 款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(内訳書及び工程表)

- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、委

託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(着手届出)

- 第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したもの及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。

- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にか

かわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。

6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受託者は、次条ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各項に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（下請負人等の通知）

第6条の2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、速やかに委託者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（1）この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

（2）この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

（支給材料及び貸与品）

第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。

5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。

6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないと認めたときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。

10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。

11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

（設計図書に不適合な場合の措置等）

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合

において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であつて、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。
、設計図書を訂正する場合

(2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの 委託者が行う。

(3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴う 委託者と受託者とが協議して行う。

ないもの

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

- 第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

- 第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

- 第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

- 第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、

必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

- 第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

- 3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

- 第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

- 第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

- 3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

- 第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求することができる。

2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前契約代金額及び変動後契約代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前契約代金額及び変動後契約代金額を定め、受託者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。

5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。

6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。

7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

8 第3項及び前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（臨機の措置）

第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。

3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。

4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。

（一般的損害）

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。

3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

（契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（中間検査）

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分につ

いては、委託者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項（同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。（前金払）

第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適

合」という。) であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の催告による解除権)

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないときと認められるとき。

(3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。

(4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。

(2) この契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。

(8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当したとき。

第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)、条例第2条第4号に規定する暴力団員等(以下、「暴力団員等」という。)、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

(2) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。

(3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第3号に該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。

2 受託者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定はその構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する

- 。 3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。
- 4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。(委託者の任意解除権)
- 第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。(受託者の催告による解除権)
- 第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。(受託者の催告によらない解除権)
- 第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。)したとき。
- (2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による解除をすることができない。(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額(第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

- (1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。 当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の利息を付した額
- (2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。 当該余剰額

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくははき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくははき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に

復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。委託者が定める。
 - (2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。受託者が委託者の意見を聴いて定める。
- 8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

（委託者の損害賠償請求等）

第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき
 - (2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき
 - (3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。この場合

において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

- 3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合

(2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

- 4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人

(3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

- 5 第1項及び第3項各号に定める場合（第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。

（談合等不正行為に対する措置）

第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

- (1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に

基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

(2) 前号に掲げるもののほか、当該受託者等以外の者が対象となる確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、当該受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払

を委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第47条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を

直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

- 4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあつては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあつては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

- 2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	市民局地域防犯支援課	担 当 者 名 電 話	ハヤノ タイヘイ 早野 泰平 671-3709
----------	---------	-----	------------	----------------	-------------------------------

設 計 書

1 委 託 名	よこはま安心ボックス設置支援業務追加委託				
2 履行場所	仕様書のとおり				
3 履行期間 又は期限	☒ 期間	契約決定した日 から 令和9年3月31日 まで			
	☐ 期限	令和 年 月 日 まで			
4 契約区分	☐ 確定契約	☒ 概算契約			
5 その他 特記事項	「委託契約約款」、「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に 関する情報取扱特記事項」を遵守すること。				
6 現場説明	☒ 不要				
	☐ 要	(月 日 時 分 場所)			
7 委託概要	市民が宅配ボックスを市場価格のおおむね半額程度の自己負担で購入できる仕組みを 構築し、宅配ボックスの設置支援を行う。当初契約における申込機会確保に伴う受付 継続を図るため、市民が宅配ボックスを購入する際の申請受付・確認から商品の配 送、アンケート集計、結果報告までの一連の事務を追加で実施する。				

8 部 分 払

■ す る (9回以内)

□ し な い

業 務 内 容	履行予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
物品費 (宅配ボックス LIGHT)	7 月	(180)	個	2,000	(360,000)
	8 月	(180)	個	2,000	(360,000)
	9 月	(100)	個	2,000	(200,000)
	10月	(10)	個	2,000	(20,000)
	11月	(10)	個	2,000	(20,000)
	12月	(10)	個	2,000	(20,000)
	1 月	(10)	個	2,000	(20,000)
	2 月	(10)	個	2,000	(20,000)
	3 月	(10)	個	2,000	(20,000)
物品費 (宅配ボックス BASIC)	7 月	(900)	個	10,000	(9,000,000)
	8 月	(900)	個	10,000	(9,000,000)
	9 月	(730)	個	10,000	(7,300,000)
	10月	(10)	個	10,000	(100,000)
	11月	(10)	個	10,000	(100,000)
	12月	(10)	個	10,000	(100,000)
	1 月	(10)	個	10,000	(100,000)
	2 月	(10)	個	10,000	(100,000)
	3 月	(10)	個	10,000	(100,000)
物品費 (宅配ボックス BASIC+)	7 月	(500)	個	20,000	(10,000,000)
	8 月	(500)	個	20,000	(10,000,000)
	9 月	(360)	個	20,000	(7,200,000)
	10月	(10)	個	20,000	(200,000)
	11月	(10)	個	20,000	(200,000)
	12月	(10)	個	20,000	(200,000)
	1 月	(10)	個	20,000	(200,000)
	2 月	(10)	個	20,000	(200,000)
	3 月	(10)	個	20,000	(200,000)
物品費(付属品 ステッカー)	7 月	(1,580)	個	40	(63,200)
	8 月	(1,580)	個	40	(63,200)
	9 月	(1,190)	個	40	(47,600)
	10月	(30)	個	40	(1,200)
	11月	(30)	個	40	(1,200)
	12月	(30)	個	40	(1,200)
	1 月	(30)	個	40	(1,200)
	2 月	(30)	個	40	(1,200)
	3 月	(30)	個	40	(1,200)
送料 (請求書)	7 月	(200)	部	329.6	(65,920)
	8 月	(200)	部	329.6	(65,920)
	9 月	(140)	部	329.6	(46,144)
	10月	(10)	部	329.6	(3,296)
	11月	(10)	部	329.6	(3,296)

	12月	(10)	部	329.6	(3,296)
	1月	(10)	部	329.6	(3,296)
	2月	(10)	部	329.6	(3,296)
	3月	(10)	部	329.6	(3,296)
送料（アンケート）	8月	(200)	部	415	(83,000)
	9月	(200)	部	415	(83,000)
	10月	(150)	部	415	(62,250)
	11月	(10)	部	415	(4,150)
	12月	(10)	部	415	(4,150)
	1月	(10)	部	415	(4,150)
	2月	(10)	部	415	(4,150)
	3月	(10)	部	415	(4,150)
送料（領収書及び付属品の配送）	7月	(1,580)	部	256	(404,480)
	8月	(1,580)	部	256	(404,480)
	9月	(1,190)	部	256	(304,640)
	10月	(30)	部	256	(7,680)
	11月	(30)	部	256	(7,680)
	12月	(30)	部	256	(7,680)
	1月	(30)	部	256	(7,680)
	2月	(30)	部	256	(7,680)
	3月	(30)	部	256	(7,680)
送料（製品配送料）	7月	(1,580)	部	600	(948,000)
	8月	(1,580)	部	600	(948,000)
	9月	(1,190)	部	600	(714,000)
	10月	(30)	部	600	(18,000)
	11月	(30)	部	600	(18,000)
	12月	(30)	部	600	(18,000)
	1月	(30)	部	600	(18,000)
	2月	(30)	部	600	(18,000)
	3月	(30)	部	600	(18,000)

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

委託代金額	¥	(65,830,204) . -
内訳業務価格	¥	(59,845,640) . -
消費税及び地方消費税相当額	¥	(5,984,564) . -

委 託 内 訳 書

名 称	形状寸法等	数量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
物品費	宅配ボックス LIGHT	(520)	個	2,000	(1,040,000)	
	宅配ボックス BASIC	(2,590)	個	10,000	(25,900,000)	
	宅配ボックス BASIC+	(1,420)	個	20,000	(28,400,000)	
	付属品 ステッカー	(4,530)	枚	40	(181,200)	
送料	請求書の郵送	(600)	部	329.6	(197,760)	
	アンケート送付	(600)	部	415	(249,000)	
	領収書及び付属品の郵送	(4,530)	部	256	(1,159,680)	
	製品配送料	(4,530)	部	600	(2,718,000)	
消費税					(5,984,564)	
委託代金額					(65,830,204)	

*概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

よこはま安心ボックス設置支援業務追加委託 仕様書

本仕様書は、委託者(横浜市)と受託者との間で実施する「よこはま安心ボックス設置支援業務追加委託」に係る業務の委託について、必要な事項を定めるものである。

1 趣旨

市民の防犯意識の高まりや、荷物を対面で受け取る際の不安、また、なりすまし強盗への警戒感が増している。

本事業は、市民の非対面での応対を支援するとともに、宅配物の盗難防止等を図ることで、市民の安心・安全の向上及び再配達をする際のトラックのCO₂排出の抑制効果を目的として実施するものとする。

市民が市場価格のおおむね半額程度の自己負担で購入できる仕組みを構築し、宅配ボックスの設置支援を行う。

2 用語の定義

本仕様書における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「市民」とは、横浜市に居住し、本事業の対象となる者をいう。
- (2)「申請者」とは、本事業を利用するために申請手続きを行う市民をいう。
- (3)「購入者」とは、本事業により宅配ボックスを購入した者（申請者を含む）をいう。
- (4)「委託者」とは、本業務を委託する横浜市をいう。
- (5)「受託者」とは、委託者との契約に基づき本業務を実施する者をいう。

3 委託業務内容

(1) 市民対応等諸業務

ア 電話等により本事業の利用を希望する市民からの申込受付事務を行うこと。

イ 本事業に関する申請方法や製品等の問い合わせ先として、以下のコールセンターを設置すること。なお、コールセンターによる対応のほか、ECサイトに掲載する問い合わせフォームによる対応も行うこと。

(ア) 運営場所：日本国内(受託者が用意すること)

(イ) 対応時間：平日 8 時間 30 分うちコアタイムは午前 10 時 00 から午後 2 時までとする。

※年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日)及び「国民の祝日に関する法律」(昭和 22 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。

(2) 申請受付

市民からの申請を受け付け、記載事項等を確認する。不備等がある場合は申請者に

確認を行う。申請方法は、次のとおりとし、それぞれに対応するものとする。

ア 電話による受付

- (ア) 受託者が用意した電話番号(将来的に他者へ引き継ぐことが可能なもの)を利用して市民からの申請を受け付けること。
- (イ) 申請者の氏名、住所、連絡先、設置予定場所等の必要事項を聞き取り、記録すること。
- (ウ) 宅配ボックスの種類、価格、支払金額(補助適用後の申請者の自己負担額を含む)について明確に説明すること。あわせて、支払方法、支払時期並びにキャンセル及び返品の手続きについて案内し、申請者の承認を得た上で受付を完了すること。
- (エ) 通話内容を録音し、後日確認可能な形で適切に管理すること。
- (オ) 受託者は、申請内容に基づき、申請者あてに請求書を郵送すること。なお、当該請求書については、申請者による返送を要しないものとする。
- (カ) 申請者からの銀行振込による入金を確認でき次第、受託者は速やかに製品の発送を行うこと。なおこれ以降のキャンセル及び返品は、原則認められないものとする。また銀行振込による手数料は、申請者が負担するものとする。
- (キ) 製品の発送が終わり次第、受託者は領収書及びステッカーの発送を行うこと。なお、(カ)の製品の発送と同時にすることもできる。

イ 申請書の郵送またはFAXによる受付

- (ア) 委託者が指定する申請書に、申請者が必要事項を記入のうえ、受託者が指定する宛先へ郵送またはFAXにより申請を受け付けること。郵送先は受託者が用意する受付場所または委託者が用意する横浜港郵便局の私書箱とする。
- (イ) 受託者は、申請書が到着次第、記載内容に不備がないか確認し、必要に応じて申請者へ電話で内容確認を行うこと。
- (ウ) 申請内容の確認が完了した後、受託者は、申請者あてに請求書を郵送すること。当該請求書は、申請者による返送を要しないものとする。
- (エ) 申請者からの銀行振込による入金を確認でき次第、受託者は速やかに製品の発送を行うこと。なおこれ以降のキャンセル及び返品は、原則認められないものとする。また銀行振込による手数料は、申請者が負担するものとする。
- (オ) 製品の発送が終わり次第、受託者は領収書及びステッカーの発送を行うこと。なお、(エ)の製品の発送と同時にすることもできる。

ウ ECサイトによる受付

- (ア) 委託者が承認したECサイトを用いて、市民からの申請を受け付けること。
- (イ) 申請時に、氏名、住所、連絡先、設置予定場所及び宅配ボックスの種類等の入力事項を用意し、確認画面を設けること。

(ウ) クレジット払い、キャッシュレス決済を利用できること。なお手数料は受託者が負担するものとする。

(エ) 申請内容の確認が完了した後、受託者は注文確認メールを送信すること。

(オ) 申請者からの入金を確認でき次第、受託者は速やかに製品の発送を行うこと。なおこれ以降のキャンセル及び返品は、原則認められないものとする。

(カ) 製品の発送が終わり次第、受託者は領収書及びステッカーの発送を行うこと。なお、(オ) の製品の発送と同時に行うこともできる。

エ 申請情報（個人情報）の取扱い等

(ア) 各申請方法において取得した申請者情報は、個人情報保護に関する関係法令及び横浜市の規定を遵守し、適切に管理すること。

(イ) 申請データについて、Excel ファイルで管理・提供できるよう管理すること。

(ウ) 不正申請又は重複申請を防止するため、申請情報の確認及びチェック体制を整えること。なお、申請は一世帯につき1回とし、二世帯住宅については、各世帯ごとに申請できるものとする。

(3) 製品の調達・発送・取付及び実績報告

ア 調達

委託者が承認した、よこはま安心ボックス(3種類：LIGHT, BASIC, BASIC+)を調達すること。

仕入れ、価格交渉、支払等は受託者が行い、各製品について、市民が選択可能な色を原則として2種類以上用意すること。

調達する製品の仕様及び想定個数は、表1のとおりとする。

イ 費用負担

受託者は、市民から負担額を受領した後、よこはま安心ボックスを発送するものとし、その際の送料は受託者の負担とする。なお、製品の再送に関する事項については、受託者と購入者との間で協議のうえ取り扱いを決定すること。その際の負担については、当該協議の結果により定まるものとする。また、市民の負担額は表1に記載する金額とする。なお、調達額と市民負担額の差額は、受託者の負担とすること。

ウ 製品の発送業務

調達した製品を申請者へ発送する。また発送の際、配送時間を選べるようにすること。

エ 製品の取付（取付員派遣）業務

製品の購入時において、申請者の希望に応じ、受託者が製品の取付けを実施すること。また、取付けに要する費用は委託者と受託者で協議のうえ決定し、申請者の自己負担とする。

取付け作業は、アンカーによる取付けに対し、必要な技能を有する者が行うこと。また、アンカー以外の取付け業務を行うことも可能とする。なお、本業務の提供方法、案内方法その他の運営に関する事項については、原則として受託者の判断に委ねるものとする。

なお、取付業務の際、取付訪問を行ったにもかかわらず、申請者の都合又は住宅の状況により取付けに至らなかった場合の出張費用等に関しては、委託者と受託者で協議のうえ決定する。

取付員については、なりすまし防止の観点から、本業務が市の受託事業であることが分かるような表示を行うものとする。なお、具体的な表示方法等の内容については、委託者と受託者で協議のうえ決定する。

オ 報告書及び統計データの作成

(ア) 報告書の作成

受託者は、製品を送付した案件について、電話、郵送、FAX、EC サイトにおける情報（購入者の情報及び購入された宅配ボックスの種類）並びに SNS を活用した広報の実施状況を整理した報告書を作成し、毎月 10 日を目途に委託者へ提出すること。

なお、月々の支払いに係る請求書の提出に関しては、「9 委託料（1）請求方法」を確認すること。

(イ) 統計データの作成

受託者は、受付件数及び問い合わせ内容等について、月ごとに集計及び統計処理を行い、電子データにより提出すること。

また、SNS による広報に関する投稿回数、閲覧数、表示回数、反応数等のデータについても、月ごとに集計及び整理のうえ、あわせて提出すること。

表 1：よこはま安心ボックスの仕様及び個数（概算）

製品種類	仕様	個数（概算）	市民負担額
よこはま安心ボックス LIGHT 【想定モデル】 ・SUNLIGHT 宅配ボックス ・ICHIFUJI 宅配ボックス	○構造 折り畳み式のソフトバッグ構造であること。 使用しない際はコンパクトに折り畳める構造であること（厚さは概ね数センチ程度）	520個	1,800円

折りたたみ75リットル ・MTK 宅配ボックス 折りたたみ 大容量 75リットル	荷物受け取り時に十分な開口部を確保できる構造であること。 ○寸法・容量（目安） 容量は 60～80L 程度 とすること。 ○材質・生地 生地は撥水又は防水加工を施したポリエステルやキャンバス生地等、水濡れに強い材質であること。 ○施錠方式 ダブルファスナー構造であり、南京錠による施錠が可能であること。 ○盗難防止・固定方法 付属の盗難防止ワイヤーで建物の柱、ドアノブ等に固定できること。 ワイヤーはダイヤル錠により固定できる構造であること。 ○付属品 ・南京錠 × 1 ・盗難防止ワイヤー（ステンレス） ○その他 初期不良の場合には、新品と交換できるメーカー保証が付帯していること。		
よこはま安心ボックス BASIC 【想定モデル】 ・山善 EPB-2 ・R・BOOM 大型 宅配ボックス	○構造 屋外設置可能な据置式であること。 転倒・移動を防止できる構造を有すること。 （例：台座・重石・ワイヤー・アンカー等のいずれかに対応） ○材質 本体は金属（スチール等）を用い、防錆性のある粉体塗装等の処理を施していること。	2,590個	10,000 円

	屋外使用に耐える耐候性を有すること。 ○施錠方式 機械式ロック（シリンダー鍵／ワンブッシュ施錠等）を採用し、電子錠・通信機能は有しないこと。 物理キーにより開錠できる構造であること。 ○防水性能 屋外使用に適した防滴構造（目安：IPX2 相当）を有すること。 ○耐久・安全 扉の指挟み配慮等、安全に配慮した構造であること。 長期屋外設置での腐食・劣化を抑制する構造であること。 ○外形寸法 幅 400mm 程度 × 奥行 365mm 程度 × 高さ 750～1,000mm 程度（複数段構成も可とする） ○容量・耐荷重（目安） 90サイズ程度の宅配物を収納可能であること。 ○固定方法 上記「○構造」の例に記載のいずれかの方法で固定できること。 ○付属品 鍵（2 本以上）を付属すること。 ○その他 初期不良の場合には、新品と交換できるメーカー保証が付帯していること。		
よこはま安心ボックス	○構造	1,420個	20,000円

BASIC+ 【想定モデル】 ・ルスネコボックス (電子錠) ・パナソニック 宅配ボックス e-COMBO Light (イーコンボライト) - CTN6250RB ラージタイプ	屋外設置型の宅配ボックスであること。 (据置式とし、床面固定に対応する構造であること) ○材質 亜鉛メッキ鋼板や高耐候性樹脂版等の耐候性を有する金属材料を使用し、防錆性を確保していること。 また、屋外使用を想定し、耐腐食性及び耐久性を有する構造であること。 ○施錠方式 電子制御式ロック(電子錠)を採用していること。 暗証番号入力等により施錠・解錠を行う方式とする。 なお、非常時に使用可能な物理キーによる解錠手段を備えていること。 ○電源 電子錠の電源は電池駆動方式とし、一般的な乾電池又は充電式電池を使用するものとする。 また電池切れその他の障害が発生した場合においても、物理キーにより解錠可能であること。 ○施錠方式 暗証番号による施錠・解錠が可能であること。 任意に暗証番号の設定・変更を行える構造であること。 ○防水性能 屋外使用に適した防滴構造(目安: IPX2 相当)を有すること。 ○耐久・安全 扉の指挟み配慮等、安全に配慮した構造であること。		
--	--	--	--

	長期屋外設置での腐食・劣化を抑制する構造であること。 ○外形寸法 幅375mm程度 × 奥行365mm程度 × 高さ810mm程度 (複数段構成も可とする) ○容量・耐荷重 (目安) 90サイズ程度の宅配物を収納可能であること ○固定方法 アンカーボルト固定で、底面のアンカー用穴を使用し、床面へ確実に固定できること。 ○付属品 鍵(2本以上)を付属すること。 ○その他 初期不良の場合には、新品と交換できるメーカー保証が付帯していること。		
--	--	--	--

表2：よこはま安心ボックスに設置する付属品（ステッカー）の仕様及び個数（概算）

仕様	個数（概算）
1 基本仕様 ○形状 平面のステッカー形状とし、よこはま安心ボックスの開閉や使用を妨げない構造であること。 角部は、めくれや剥がれを防止するため、丸角加工等が施されていることが望ましい。 ○仕様 発注者から提供されたデザインデータ、文言及び指定素材等を使用するものとし、受託者が独自に内容を変更又は追加	4,530個

することはできない。ただし、印刷工程上やむを得ない範囲での調整については、事前に委任者と協議のうえ承認を得るものとする。 ○材質・加工 カラー、マット、ラミネートあり、光沢紙 基材は、屋外使用に適した合成樹脂製（塩化ビニル等）又はこれと同等の耐候性を有する材料であること。 表面は、耐水性、耐候性及び耐摩耗性を有し、屋外環境における長期間の使用に耐えうること。 印刷部分は、擦過、雨水、日射等により容易に劣化又は剥離しない加工が施されていること。 ○粘着性能 粘着剤は、屋外環境においても十分な接着力を有するものであること。 通常の使用環境下において、自然剥離又は著しい浮きが生じにくい性能を有すること。 貼付後において、よこはま安心ボックスの材質に著しい損傷を与えないものであること。 ○寸法 本製品は、よこはま安心ボックスに付属又は携行した場合においても、使用上支障のない小型かつ軽量の寸法及び重量とすること。 （例） 縦：約100mm 横：約70mm なお、最終的な寸法については、受託者からの提案を踏まえ、委託者と協議のうえ決定するものとする。 ○デザイン デザインは、委託者が作成したものを使用する。	
---	--

（４）ECサイトの作成及び運営

ア 目的

市民が適切な手続により宅配ボックスを選択・購入し、補助申請手続へ確実に誘導できる申請者向けECサイトを作成し、運営することを目的とする。

イ 業務範囲

受託者は、次に掲げる業務を一体として実施するものとする。

本サイトの情報設計制作（PC・スマートフォン対応）デザインは委託者と受託者で協議のうえ決定する。

- （ア）EC サイトの構築及び実装（商品掲載、申請導線、誓約事項の確認機能及び購入機能を含む）
- （イ）サーバー等インフラの構築及び管理（セキュリティ対策を含む）
- （ウ）動作確認、受入テスト及び脆弱性対策
- （エ）公開後の運用、保守、障害対応及び改善対応
- （オ）利用状況の集計、分析及び報告
- （カ）関係法令等（特定商取引法、個人情報保護法等）への適合確認

ウ 非機能要件

（ア）安定稼働

EC サイトは、利用集中時においても支障なく運用できる構成とすること。

（イ）設計・製造

- a 受注者は、ユーザー要求事項を満たすための基本設計及び詳細設計を行うこと。
- b 受注者は、設計・製造の各段階において、委託者や申請者を想定したモニターが UI/UX を確認できるようプロトタイプやモックアップ、デモ環境等を適宜用意すること（特にアジャイル開発の場合）。また、その確認結果を基に必要な改善（パッケージ等のカスタマイズを含む）を行うこと。

（ウ）法令・ガイドラインの遵守

- a プラットフォーム上の言語は日本語とし、使用者が分かりやすいレイアウト及び操作方法とすること。総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024 年版）」（https://www.soumu.go.jp/main_content/000945249.pdf）及び WAIC の「ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン」（<https://waic.jp/docs/jis2016/accessibility-plan-guidelines/202112/>）に基づき、委託者と協議の上、ウェブアクセシビリティ方針を策定すること。そのほか、「アクセシビリティ要件について」を確認の上、対応すること。
- b ウェブサイト・電子メールアドレスともに、本市のドメイン名である「city.yokohama.lg.jp」又はそのサブドメイン名を利用すること。ただし、本市サブドメインの利用が難しい場合には、委託者との協議を行った上で外部ドメインを利用すること。

（エ）セキュリティ対策

- a 脆弱性を悪用したサイバー攻撃被害を防止するため、定期的にセキュリテ

パッチを適用すること。緊急度の高いパッチはできるだけ速やかに適用すること。

- b 第三者による不正な情報閲覧を防止するため、情報資産の暗号化を行うこと。
- c ウェブアプリケーションに対する悪意ある攻撃を防止するため、WAF または同等のアプリケーション層の保護機能（仮想パッチなど）を利用すること。
- d マルウェアの活動を検知・阻止するため、アンチウイルス対策（ウイルス対策ソフト等）を導入すること。
- e 通信の盗聴などを防止するため、通信の暗号化を行うこと。
- f 外部からの不正アクセスを防止するため、ポート制御や接続プロトコルの制御をファイアウォール等により実施すること。
- g 情報資産が海外法下に置かれ不測に情報資産が利用されることを防止するため、情報資産の保存先は国内サーバーとすること。
- h システム障害、サイバー攻撃などにより情報資産が消失、利用不能になった際に元データを復元できるように、データのバックアップを行うこと。バックアップの頻度については、業務継続に支障が無いように、委託者と協議し決定すること。
- i 情報資産を廃棄する際は、情報資産流出を防止するため、物理破壊や消去ソフトによる複数回の上書き処理等の復元が容易でない方法でデータ消去を行うこととし、消去したことを委託者に報告書として提出すること。
- j 申請者を特定するため、1 ユーザー 1 アカウントとすること。
- k インシデント発生時に原因や影響範囲を特定するため、障害等の調査に必要なログを取得し、保存すること。
- l 個人情報の利用履歴が確認できるようにするため、以下の情報について収集し、3 年間保存すること。
 - (a) 操作年月日
 - (b) 操作時刻
 - (c) 操作者
 - (d) アクセスログ蓄積対象情報（個人識別コード等、更新、検索等の対象となる個人を特定できる情報）
 - (e) 利用部署、端末機名、処理内容その他必要な項目
- m 不正アクセス等による重大な事故を防止するとともに、ID、PW が漏れたとしてもシステムに不正アクセスされないように、多要素認証または、接続できる IP アドレスの制限などを導入すること。
- n 情報漏洩、システム停止、マルウェア感染等のインシデント発生時に迅速かつ適切な対応を行うため、必要な対応体制（連絡体制の整備、専門人材の配置

等)を確保すること。体制の規模及び対応範囲については、委託者と協議のうえで決定すること。

- o 内部不正や情報改ざん・漏洩を防止するため、必要な最小限の権限のみを付与できるようになっていること。
- p 生成 AI を利用する場合、プロンプト等を学習しない仕組みを備えたものを使用すること。

(5) 購入者アンケートの実施・分析・報告

ア 購入者アンケートの実施

(ア) 対象：本事業により宅配ボックスを購入した市民

(イ) 方法：郵送申請及び電話申請による申請者

アンケートを紙媒体で送付するものとし、返信用封筒(受取人払い)を同封すること。なお、送付する書類は長 3 封筒を使用し、返信用封筒も同封するものとする。住所表示はラベルを用いて封筒に貼付し、アンケートは匿名で返送できる形式とする。

また、発送枚数は概ね 600 件程度を想定する。

イ 回答データの集計・分析

単純集計のほか、市が指定する項目についてクロス集計等の簡易分析を行う。

ウ 結果報告

受託者は、調査結果を取りまとめた報告書を作成し、委託者へ提出すること。

また、アンケート項目については、委託者が作成した項目を用いること。

(ア) 個人情報の取扱い

個人情報保護に関する関係法令及び横浜市の規定を遵守し、適切に管理すること。

回答データは特定の個人が識別されない形式で市へ提供すること。

(イ) 成果物

アンケート設問票／回答データ(電子)／集計結果一覧(グラフ・表)／調査結果報告書(概要・考察)

エ アンケート実施期間及び提出期限

委託者と受託者で協議のうえで決定する。

(6) 不良品及びキャンセル・返品等の対応

発送又は取付けを行った製品が、不良品等により正常に機能しない場合には、受託者は、申請者に対し必要な案内等の対応を行うこと。

なお、当該製品の保証については、各製品のメーカー保証に準ずるものとする。

4 責務

受託者は、委託業務の処理により委託者又は第三者に損害を与えたときは、その責めに任じ、賠償の責任を負うものとする。

5 業務着手・完了に係る提出書類

受託者は、業務着手に際し着手届を、業務完了に際し完了届及び請求書等を、委託者の定める期限内に各1部、市長あて提出するものとする。

なお提出期限に関しては、委託者と受託者で協議のうえで決定する。

6 個人情報の取扱い

受託者は、別添「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

7 成果物の納品

成果物の納付先は、横浜市市民局地域防犯支援課とする。

8 履行期間

本業務の委託期間は、契約決定した日から令和9年3月31日までとする。

申請書の受付開始時期については、委託者と受託者で協議のうえ決定する。

9 委託料

(1) 請求方法

毎月10日までに、前月（当該請求対象月）の市民対応数や製品発送件数等を報告し、委託者に請求書を提出するものとする。

(2) 支払方法

適法な請求書受理後30日以内に支払う。

10 その他

本仕様書に定めのない事項、又は履行に関し疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(令和8年4月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市（以下「委託者」という。）がこの特記事項が付帯する契約（以下「この契約」という。）において個人情報を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務（以下「本件事務」という。）を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。
- 3 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。
- 4 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により委託者に報告しなければならない。
- 5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更を経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第5条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本件事務を処理する目的以外での利用
- (2) 複写又は複製（作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを

除く。)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。）との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者（会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。）における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託（再委託及び再々委託等（以下「再委託等」と総称する。）を含む。）については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(個人情報記録された資料等の返還等)

第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(報告及び検査)

第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所において検査するものとする。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第10条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書(第2号様式)を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第11条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。

(1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務(以下「本件業務」という。)を遂行するための情報の取扱いに当たっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、適正に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子計算機処理等 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成するための処理、専ら文書図画の内容を記録するための処理、製販その他の専ら印刷物を制作するための処理及び専ら文書図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理を除く。

(2) 不開示情報 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年条例第1号)第7条第2項に規定する不開示情報をいう。

(3) 不開示資料等 不開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録をいう。

(適正な管理)

第3条 受託者は、本件業務に係る情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として本件業務に係る情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件業務に着手する前に前3項に定める管理責任体制及び安全対策その他の安全管理措置について、委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更を経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

6 受託者が準備する本件業務の履行に必要な端末、ネットワーク機器等は、ソフトウェアの最新状態を維持し、コンピュータウイルス等の定期的な検査を実施しなければならない。やむを得ずこれと異なる対応を行う場合には、受託者は委託者に理由を示して事前に承諾を求めなければならない。

7 受託者は、情報システムに関する本市の意図しない変更が生じないよう、変更前に委託者へ確認を求めなければならない。

(従事者の監督等)

第4条 受託者は、本件業務に従事している者が、本件業務に関して知り得た不開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督、指導を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第5条 受託者は、本件業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件業務に係る情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本件業務を処理する目的以外での利用

(2) 複写又は複製(作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを除く)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第7条 受託者は、本件業務を遂行するための不開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合には、情報の保護に関し、特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。)との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託(以下「再々委託等」という。)を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合にあつては、受託者は、当該第三者(会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。)における情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容

を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託(再委託及び再々委託等(以下「再委託等」と総称する。))を含む。)については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第3条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(不開示資料等の返還等)

第8条 受託者は、本件業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した不開示資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理(以下「返還等」という。)するものとする。ただし、委託者がこれと異なる指示をした場合にはこの限りではない。

2 前項の場合において、当該不開示資料等の消去又はその他の方法による処理を実施する場合は、復元困難な消去、焼却、シュレッダー等による裁断等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に不開示資料等の返還等をしないときは、委託者は、受託者に代わって当該不開示資料等を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第9条 委託者は、情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により、過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第10条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者が本件業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第11条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償を請求することができる。

(1) 本件業務を遂行するために受託者が取り扱う不開示情報について、受託者の責に帰すべき理由による漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の不開示情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、不開示情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

3 委託者は、受託者が検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第13条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由に起因する権利侵害となる場合は、この限りではない。

(最近改正：令和7年7月1日)

